

北九州市監査公表第29号

平成20年8月15日

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	城戸武光
同	山田征士郎

北九州市長から、包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

1 外部監査の種類

包括外部監査

2 選定した特定の事件

北九州市の「保育事業の運営管理」について

3 監査の期間

平成19年6月29日から平成20年2月26日まで

4 監査公表の時期

平成20年3月19日（平成20年監査公表第4号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 保育料の収納事務に関する指摘

監査の結果	措置状況
<p>ア 「<u>納付誓約書・分割納付申請書</u>」の入手および作成ルールについて (子ども家庭局保育課)</p> <p>保育料が長期に滞留している場合には「納付誓約書・分割納付申請書」を保護者から入手している。この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画が記載されており、基本的に各区役所の保健福祉課もしくは保育課が作成したものを滞納者が自書押印することで債務の承認をするものである。この「納付誓約書・分割納付申請書」は時効の中断のための資料として重要であるため時効の5年が経過する前にすべての滞納者から漏れなく入手することが必要である。</p> <p>平成18年度において3ヶ月以上滞納している先の「納付誓約書・分割納付申請書」の作成状況を確認したところ、現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所いずれにおいても「納付誓約書・分割納付申請書」を入手していない案件があった。また、保育課においても入手していない案件があった。</p> <p>その主な原因として考えられるのは、「納付誓約書・分割納付申請書」を作成するルールが規定、要領等で定められていないことである。保健福祉課を統括する保育課においても、担当者の</p>	<p>保育課から各区へ滞納整理票を配布するとともに、年度当初の会議などにおいて、保育料徴収事務について各区とともに再確認を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>回答は「概ね3ヶ月以上滞納した保護者に作成してもらおう。」とのことであり、「納付誓約書・分割納付申請書」の入手について認識が十分でなかった。</p> <p>「納付誓約書・分割納付申請書」は時効の中断のための重要書類であるため、担当者はその重要性を再認識するとともに入手のためのルール化を図り、定期的に「保育収入未済一覧」と「納付誓約書・分割納付申請書」を照合し、漏れがある場合には、上級管理者が作成を指導することなどにより、「納付誓約書・分割納付申請書」の作成漏れを防止することが必要である。</p>	
<p>イ 「納付誓約書・分割納付申請書」 の記載内容について (子ども家庭局保育課)</p> <p>「納付誓約書・分割納付申請書」は作成された日付が民法第147条第1項第3号の滞納者の債務の承認の日付となるため「納付誓約書・分割納付申請書」における作成日付の記載が必要である。また、保育料は基本的に毎月発生する性質であるため、滞納総額だけではなく、何月の保育料が滞納しているか分かるよう内訳の記載も必要となる。</p> <p>現場調査を行った小倉北区役所、小倉南区役所、戸畑区役所の保健福祉課および保育課において「納付誓約書・分割納付申請書」を閲覧したところ、</p>	<p>分納誓約書の作成について必要事項が記載されるよう、年度当初の会議などにおいて、保育料徴収事務について各区とともに再確認を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>日付の記載漏れがある、日付が鉛筆書きである、滞納金額が総額で記載されている、滞納金額の記載がない、等のケースが見受けられた。「納付誓約書・分割納付申請書」は入手さえすればよいわけではない。日付の記載漏れは時効がいつの時点で中断するかが不明となり、滞納金額の総額記載、記載漏れのケースは滞納者がいつの保育料を承認したか不明確であるため、時効の中断事由である「承認」の要件を満たすには不十分である。</p> <p>このような状況に陥っている原因としては、まず保育課が、現場である保健福祉課に対して「納付誓約書・分割納付申請書」の記載についての指導を徹底していないことが考えられる。担当者の異動が頻繁に行われる組織においては、担当者が交代になる都度、保健福祉課を統括する保育課が年2回行われている担当者会議の中で、今後も、責任をもって指導することが必要である。また、「納付誓約書・分割納付申請書」の記載のルールが規定、要領等で定められていないことも原因の一つとして指摘される。</p> <p>この「納付誓約書・分割納付申請書」には滞納状況、納付計画など、債権を回収するための重要な事項が記載されており、時効の中断のための資料としても重要な書類である。その書類の記</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>載が不十分であることは、債権回収のための北九州市の取り組みが十分に行われていないことを意味する。「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容のルールを早急に整備するとともに、現在入手されている「納付誓約書・分割納付申請書」の記載内容の見直しが必要である。また、規定、要領の整備後には保育課による各区役所保健福祉課に対する「納付誓約書・分割納付申請書」の作成指導を徹底されたい。</p>	
<p>ウ <u>保育料滞納者との折衝履歴について</u>  （子ども家庭局保育課）</p> <p>滞納者との折衝履歴はその後の滞納者に対する回収方針や回収計画を組織として策定するために必要な書類であり、担当者の異動があった際に行われる引継ぎのためにも、書面でそのやりとりを詳細に記録しておくことが必要である。</p> <p>北九州市においては、滞納者との折衝履歴を記録するための様式として規則、要領等には規定されていないものの、「保育料滞納者指導票」を準備し、保健福祉課長会議で滞納者との折衝履歴を記録するために使用するよう指導が行われている。しかしながら、現場調査を行った小倉北区役所においては、滞納者によって別の資料の枠外にメモ書き程度にやりとりが記載されて</p>	<p>滞納者の氏名等を記載した滞納整理票を各区に配布し、催告書による折衝履歴の整理のほかに滞納整理票にも記載するよう保育料徴収事務について各区とともに確認を行った。なお、折衝記録の電算化の実施について、現在関係課とも協議を進めている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>いるケースや「保育料滞納者指導票」自体作成されていないケースが見受けられた。また、小倉南区役所、戸畑区役所では「保育料滞納者指導票」そのものが作成されておらず、小倉北区役所と同様に滞納者に対する納付催告書・分割誓約書・保護者からの納付確認書等により代替しているのみであった。</p> <p>「保育料滞納者指導票」に記録してある内容にしても、いつ電話したのかが記録されているだけのものもあれば、記録が数年間も途切れているものもあった。また、「保育料滞納者指導票」が手書きでメモ程度に乱雑に書かれているケースもあり引継ぎを困難にしているケースもあった。その記録内容を見る限り折衝履歴の作成・記録が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>その主な原因としては、「保育料滞納者指導票」の作成に関して規則、要領等が定められていないことが考えられる。そのため担当者間によって記録の仕方、記載内容等にばらつきがみられ折衝履歴としては不十分なものがほとんどであった。</p> <p>「保育料滞納者指導票」は滞納者ひとりひとりに漏れなく作成されるべきであるし、その記載にあたっては、督促後の催告書通知から滞納整理の実施経過およびその後の折衝内容並びに回</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>収状況までの結果について、より詳細に記述することが必要である。それを徹底するべく「保育料滞納者指導票」の作成に関する規則、要領を早急に整備することが必要である。</p> <p>さらに、容易に引継ぎができるよう手書きで記録している「保育料滞納者指導票」を電算化することも検討されたい。</p>	
<p><u>エ 不納欠損処理の起案と決裁について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>不納欠損処理とは、地方税法に基づき、滞納者の生活困窮、居所不明などで徴収できず、5年の時効を過ぎた保育料を「損失」として処理する決算手続のことである。不納欠損処理をする際の起案用紙をチェックしたところ、起案日時が平成19年3月31日になっており同日に決裁が行われていた。しかし、起案用紙の添付資料である「不納欠損対象者一覧」においては出力日付が平成19年4月20日になっており、稟議書の起案日、決裁日、添付資料の日付に矛盾があった。</p> <p>年度の不納欠損処理を取りまとめ、その年度の不納欠損処理金額として決裁を得るのは、その年度の3月31日である必要はなく、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの出納整理期間内に実施すればよい。事務処理</p>	<p>添付書類の整った後に事務処理を行った日付に修正を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>上 3 月 3 1 日 の日付で稟議書を起案し、その日のうちに決裁する必要はなく、とりまとめが完了し、資料が打ち出される 4 月 2 0 日に起案し、その後、十分に検討したうえで決裁すればよいのである。</p> <p>担当者に質問したところ、実際の業務としては、取りまとめが終了するのが 4 月 2 0 日以降となり、その日以降に稟議書に資料を添付し、検討されたうえで決裁されているということであるから、稟議書の起案日と決裁日は、3 月 3 1 日ではなく、4 月 2 0 日以降の実際に起案、決裁が行われた日付で記載されるべきであった。また、事実上、3 月 3 1 日には不納欠損処理を取りまとめることは不可能であるから、添付資料の日付よりも早い 3 月 3 1 日起案の稟議書が回付されてきた時点で、承認者はその旨を指摘し、稟議書の訂正などの処置が行われるべきであった。</p> <p>稟議制度にとっては、いつ起案されたのか、いつ決裁されたのかも重要な情報であるので、実際に起案、決裁が行われた日付が適時に稟議書に記入されるべきである。</p>	
<p>オ <u>不納欠損処理をしていない債権と「納付誓約書・分割納付申請書」について</u> (子ども家庭局保育課)</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>保育課では5年以上経過している債権のうち時効の中断が行われていないものを不納欠損処理している。つまり、債権が発生してから「納付誓約書・分割納付申請書」を入手できていないものについて時効が成立したものとして損失処理している。</p> <p>保育課の「保育収入未済一覧」から5年以上経過している滞納者を抽出し、「不納欠損対象者一覧表」において不納欠損処理を実施していない滞納者について、「納付誓約書・分割納付申請書」が入手されているか調査したところ、「納付誓約書・分割納付申請書」がないもの、「納付誓約書・分割納付申請書」はあるものの滞納額内訳の記載がされていないもの、入手された日付から5年以上経過しているものが見受けられた。</p> <p>保育課では、これらは滞納者との折衝において、滞納額全体について分割納付の意思を確認し、民法における債務の承認を得ているため時効の中断事由に該当するものとして不納欠損処理を行っていないということであったが、口頭の承認だけでは債務者の動向によっては時効の中断が立証できないケースもありうるので、時効の中断を立証するために、債務の承認の内容を明確にした「納付誓約書・分割納付申請書」を提出させるべきである。</p>	<p>夜間の臨戸訪問の際などに、保育料の徴収とともに、分納誓約書の未提出者に対しては誓約書の提出を求めることを徹底している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>カ <u>公立保育所における保育料の領収書書き損じの処理について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>保育所へ現場調査に行ったところ、ある保育所では、保育料領収書等を書き損じた場合に書き損じた保育料領収書等は不正に使用できないよう保育料領収済通知書に×印の上、押印されていたが、4枚複写のうちの保育料領収書、保育料原符、保育料領収書控が切り取られて現物が確認できない状況であった(シュレッターで裁断したとのこと)。また、別の保育所では、保育料領収済通知書に×印がされているだけであった。領収書の書き損じの処理については、保育料領収済通知書、保育料領収書、保育料領収書控および保育料原符とも一緒に綴じ込んで大きく×印をして「書き損じ」と記載して押印し、そのまま保存することと領収書綴りに記載されている。</p> <p>保育料領収書等は現金受領の際の重要な証憑であり、現場において現金着服に利用されるおそれがある。そのため、書き損じの際は不正に使用できないよう適切に処理することが求められる。その処理方法について、保育所への徹底が十分ではないと思われるので、例えば領収書綴りに記載しておくだけでなく、規定として整備しておくなど、保育課による画一的な指導が望</p>	<p>保育所の所長会で、現金領収帳の取り扱いについて文書で通知し、適正な処理を行うことについて再度徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
まれる。	

( 2 ) 資産の管理に関する指摘

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>公立直営保育所の備品管理台帳の記載について</u>  ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市が管轄する公立直営保育所では、備品管理台帳において、物品を管理しているが、この備品管理台帳を徳力保育所および今町保育所の2公立直営保育所において閲覧した結果、取得価格が0円のもの多数散見された。この要因は、備品管理システム(平成16年度開始)以前の紙台帳の管理から取得価格について漏れていたためであり、従前から、備品の管理体制自体に問題があったといわざるを得ない。</p> <p>北九州市の物品管理については、物品管理要領(昭和49年4月1日財務局長通知)および物品の分類範囲(昭和38年3月11日訓令第15号)には、例えば、100万円以上の備品は重要物品として別の台帳で管理することを義務付ける規定など、物品、消耗品および重要物品についての規定があり、取得価格によって分類し、どのように管理すべきか定められている。</p> <p>したがって、取得価格は物品を管理する上で重要な項目であり、取得価格</p>	<p>保育所の物品の管理について、今後は、備品管理台帳に取得価格を記載するよう各区保健福祉課(物品管理者)に徹底した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>を記録しなければ、自己チェックや第三者のチェックは不可能であるから、これらの物品管理についての規定はいずれも有効に運用されたとはいえない。物品管理要領の制定が昭和49年4月1日であることを考慮すれば、少なくとも昭和49年4月1日以降に取得した物品については取得価格まで明確にして適切に管理されるべきであったと判断する。</p>	
<p>イ <u>公立直営保育所の物品の管理状況について</u>  (子ども家庭局保育課)  物品管理要領の「第1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項 1 物品管理者(3)」では、「所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的にしようするとともに、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと。」と定められているが、今回、実地調査した徳力保育所および今町保育所においては、定期的な関係帳簿(備品管理台帳)と物品との照合・検査は行われていなかった。そこで、当該保育所で、備品管理台帳から任意にサンプルを抽出して、現物との照合を行い、また、存在する現物が備品管理台帳に記載されているかどうか照合した結果、備品管理台帳に記載あるものは、現物が存在したが、現物が存在しているにもかかわらず備品台帳に記載がないものが散見された</p>	<p>今回の監査を受け、徳力保育所及び今町保育所については、記載漏れのある物品については登録を行った。</p> <p>他の保育所についても、物品管理要領に従い、備品台帳と物品の照合・検査を各区保健福祉課(物品管理者)で定期的実施し、適切に管理する様に徹底した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>。(徳力保育所においては、ジャングルジム、すべり台、パソコン、プリンター、テレビが、今町保育所においては、パソコン、乾燥機が備品管理台帳に記載漏れとなっていた。)</p> <p>他の保育所でも同様の状況となっている可能性があるので、北九州市の物品管理要領に従い、定期的な関係帳簿（備品管理台帳）と物品との照合・検査を実施し、適切に管理しなければならない。</p>	
<p>ウ <u>公有財産台帳の管理について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>公有財産台帳をチェックしたところ、民間認可保育所の上富野保育所の建物が、北九州市所有の建物として記載されていた。上富野保育所は昭和51年4月1日付で公設民営保育所（北九州市設置、社会福祉法人北九州市福祉事業団運営委託）として開所し、その時点で公有財産台帳に記載されたものの、平成17年4月1日付で社会福祉法人北九州市福祉事業団に移譲されている。その時点で北九州市の所有ではなくなったのだから、台帳から削除すべきであったにもかかわらず、削除手続が漏れていたために、その後も北九州市所有の財産として公有財産管理システムに登録されたままであった。</p> <p>このような公有財産の管理の不備については、定期的に公有財産管理シス</p>	<p>今回の監査を受け、公有財産台帳から上富野保育所の記載を削除した。</p> <p>また、他の保育所についても、このような不備がないか確認するとともに、定期的に公有財産管理台帳システムをチェックする様に各区保健福祉課に徹底した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>テムをチェックしたり、登録や削除について二重チェックを行うことなどにより、発見するように努められたい。またこのようなチェックは常時、組織的に行われるべきであるから、その旨を規定に明記し、義務付けられたい。</p>	

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

（１）保育事業全般に関する意見

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p><u>ア 公立直営保育所の収支管理について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>公立直営保育所においては、保育所別の予算や収支決算書を作成しておらず、保育所別の収支管理が行われていない。</p> <p>しかし、保育所の収入は国負担、市負担、保護者の負担から成り立っており、保育所の自助努力により収入を増加させることは困難であるから、公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に、収支管理を行い、適切な無理のない支出を行わなければならないのは当然である。</p> <p>保育所の収支管理は、無駄のない支出が行われているかどうかだけでなく、保育サービスの面から、当然に行われるべき支出が行われているかどうかをチェックするためにも必要である。また、収支管理を実施しているこ</p>	<p>平成20年度決算より、保育所ごとの収支計算書の作成を行っていく必要があると考えている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>と自体が、保育所の管理責任をもつ保育所長や保育士に、保育サービスと収支とのバランスについての意識を、より明確に持たせることにもつながると思われる。さらに、保育料を負担する保護者に対しては公立直営保育所の収支決算書を公表することも、法的には義務付けられていなくても積極的に取り組むべき課題である。</p> <p>現状では、保育所別に収支管理が行われていないので、あるべき収入に対して、適切な支出が行われているか、把握することすら困難であるといわざるを得ない。公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に保育所ごとの収支計算書を作成し、コスト管理を明確にすべきである。</p>	
<p><u>イ 未入所児童の対応について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものと定義されており、北九州市においては、平成18年4月1日現在、待機児童数は8人と、政令指定都市では極めて少ない状況であり、平成19年3月1日現在でも待機児童数は223名である。</p> <p>このように、北九州市においては、「待機児童」の解消を重要な課題と考え、民間認可保育所の新規開設・既存</p>	<p>未入所児童への保護者アンケートについては、意見にある「何故、特定の保育所を希望するのか」に加え、</p> <p>引き続き入所を待つ意思があるのか。</p> <p>世帯状況の変更 など、把握する必要があると考えている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>施設の定員増・定員を超えた入所児童の受入（定員の弾力化）などの取り組みを計画的に進めた結果、政令指定都市の中でも、「保育所入所待機児童」の数が少なく一定の効果が認められる。</p> <p>しかしながら、旧定義の保育所入所待機児童（以下、「未入所児童」と称す）とは、「他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童」のことをいうが、北九州市の「未入所児童」数は、平成18年4月1日現在236名、平成19年3月1日現在688名も存在している。</p> <p>北九州市においても特定の保育所のみ入所希望する場合など、その保育所に空きができるまでの間、入所を待っている児童がいることを十分に認識し、今後の保育所の配置や受入枠の見直しについて、必要な対応策を検討すべきである。</p> <p>そして、「未入所児童」の問題を解消するためには、「何故、特定の保育所を保護者が希望するのか」について具体的に入所待機の原因分析がなされなければならない。</p> <p>よって、「未入所児童」の保護者に対して、「何故、特定の保育所を希望するのか」について、アンケートをとること等により、「未入所児童」の解消問題に反映すべきと考える。</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ウ <u>児童福祉施設等第三者評価事業の体制の見直しについて</u> ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市の第三者評価事業については、認可保育所に対し評価基準と実施指針の配布、シンポジウムの開催、フォローアップの研修会等の開催( 予定 ) をし、参加の推進を図られているということであるが、4 年間で 4 4 . 6 % ( 1 5 7 保育所のうち 7 0 保育所 ) の実施率である。</p> <p>これは、北九州市の第三者事業の評価体制が、年間 1 5 ~ 2 0 保育所に限られることも大きな要因の一つと考えられるので、早急に、年間 4 0 ~ 5 0 保育所が第三者評価事業に参画できるような評価体制の見直しが必要と考える。</p> <p>また、北九州市において、第三者評価事業の体制の強化が難しいようであれば、第三者評価機関への評価事業の委託化の検討も必要と考える。</p> <p>さらに、公立直営 ( 2 5 保育所 ) ・福祉事業団 ( 1 5 保育所 ) ・民協等 ( 1 0 保育所 ) を除くと純粋な民間認可保育所の実施率は 1 6 % と極端に低くなっている状況を見ると児童福祉法の制定の趣旨からも民間認可保育所の参加が促されるような第三者評価事業の更なる推進策が必要と考える。</p>	<p>平成 2 0 年度から福岡県が福祉サービス第三者評価事業を開始したのに合わせて、今後の事業推進体制について福岡県と協議を開始しており、評価体制の見直しについても検討予定である。</p> <p>また、民間認可保育所の参加促進については、平成 1 9 年度以降の参加園が全て民間認可保育所であり、参加促進策 ( 評価基準の配布・シンポジウム・フォローアップ研修会 ) の効果が現れている。</p>
<p>エ <u>第三者評価事業の公表内容について</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>て</p> <p>( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>第三者評価事業の公表は、「北九州市児童福祉施設等第三者評価事業実施指針(保育所関係)」により、北九州市のホームページにおいて、「北九州市児童福祉施設等第三者評価結果票」と「事業者のコメント」を併せて公表している。「第三者評価結果票」の評価記述は、総合評価であり、評価対象ごとの評価となっており、他の保育所との項目別の詳細な比較対照ができず、第三者評価の目的の1つである「サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めること」の趣旨から考えると、開示方法に疑問が残る。</p> <p>また、「第三者評価結果票」は、「第三者評価評価項目別結果票(評価項目38項目)」に基づいて作成されているが、「第三者評価評価項目別結果票」は、公表されていない。</p> <p>「第三者評価評価項目別結果票」は、38評価項目に対して、自己評価、委員評価がそれぞれ「a~d」の評価を行い、理由を記載したものである。また、4評価対象ごとに自己評価、委員評価がそれぞれ「a~d」の評価の集計がなされており、4評価対象毎の評価が記載されている。</p> <p>よって、この「第三者評価評価項目</p>	<p>現在の公表内容で事業者の理解を得ており、全認可保育所の参加が一巡しない段階での公表内容の変更は事業者からの理解を得にくい。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>別結果票」は、保育サービスを利用とする者にとって有意義なものと考えられる。</p> <p>第三者評価事業の目的の1つである「サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めること」の趣旨から考えると、現在の「第三者評価結果票」と「事業者のコメント」に併せて、「北九州市児童福祉施設等第三者評価事業実施指針(保育所関係)」を改正し、「第三者評価評価項目別結果票」も公表すべきと考える。</p>	
<p>オ <u>(一般)指導監査の監査体制および監査事項について</u></p> <p>(保健福祉局監査指導課)</p> <p>監査指導課(保健福祉局総務部)において、(一般)指導監査は行われているが平成18年度においては、<u>実地監査(36法人76施設)</u>を5名の監査員が延べ150日で実施し、併せて書面監査(33法人80施設)も実施している。</p> <p>実地監査は、2人～3人で、1日1施設から2施設を監査するのが標準的になっている。実地監査内容について、北九州市においては、「社会福祉法人指導監査要綱」の監査事項に基づき、独自に「施設・運営管理(46項目)」、「施設・入所者処遇(32項目)」、「法人・運営管理(30項目)」、「施設、法人・</p>	<p>現在の本市の財政状況等を勘案すると、保育所の指導監査に係る人員等を含む経費増を図ることは非常に困難である。</p> <p>しかしながら、ご指摘のあった点を考慮しながら、監査事項の精査等により今後とも効率的・効果的な指導監査の実施に努めていきたい。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>経理(38項目)」に分類し、さらに細分化している。</p> <p>北九州市の(一般)指導監査の内容および指摘事項を含めた実施状況は、形式的には機能していると考えが、以下(1)～(3)までの項目を監査事項に含め、また、現在の監査事項の内容をより精査に調査するために、監査時間の増加を考えるべきである。</p> <p>(1) 高齢職員(施設長も含めて)の採用および定年制度について</p> <p>(2) 職員の給与水準について</p> <p>(3) 労災保険の加入の有無の把握について</p>	
<p>カ <u>施設長の嘱託者の採用について</u> (保健福祉局監査指導課)</p> <p>平成18年度社会福祉法人北九州市保育事業協会が運営する5保育所のうち、施設長が嘱託者である保育所が3施設あった。</p> <p>施設長の役割については、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(昭和47年5月17日社庶83号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)」によって、資格内容として、「健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者」と規定されている。</p> <p>施設長の役割は、現場の保育所にとって一番重要な役割を果たす職責であ</p>	<p>施設長の資格について、法令等でも正規、嘱託の別は問われていない。指導の根拠がない以上指導は難しいと考える。(また、ご指摘のあった保育所の施設長については、全て保育所長経験者であり、運営面においても嘱託である点での支障があるとは考えていない。)</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>り、1年契約である囑託者が就任すべき役職ではないと考える。なお、北九州市は、施設長の役割は保育所の総括・運営管理全般、主に予算・財産管理、保育所の代表としての対外折衝・諸会議出席等、職員の指導、臨時職員等の配置、保育料納入促進・指導など重要な職責と考えているが、正規、囑託の別は問われていないので、施設長が囑託でも問題ないとの見解であった。</p>	
<p>キ <u>(一般)指導監査において指摘事項のある法人・施設の翌年度の指導監査について</u> (保健福祉局監査指導課)</p> <p>実地監査は、特に問題が認められない時は、2年に1回であるが、北九州市は、比較的軽微なミス、漏れ、法令通知の認識不足、決算書の誤りによるものについては、適正な法人・施設運営の確保といった観点から「特に問題と認められる」とまで位置づけず、書面監査によって次年度の改善状況等を確認し、翌次年度に実地監査を実施しているということであった。北九州市においては、「特に問題と認められる」場合を除いて、2年に1回、実地監査を実施するということであるが、指摘事項のある法人・施設については、「特に問題と認められる」かどうかに関係なく、翌年度、必ず実地監査</p>	<p>軽微なミス等による指摘で是正改善報告を徴し、すでに改善がなされ、次年度書面監査においても確認できる事項について、再度、実地監査が必要とまでは考えていない。</p> <p>また、施設の実地監査の頻度については、厚生労働省より少なくとも2年に1度は実地とする旨指導を受けており、実地監査の頻度を緩和することは難しい。</p> <p>(しかし、厚生労働省において、監査人意見と同様に良好な運営を行っている施設について、実地監査の頻度を緩和することを検討していると聞いており、その方針が示された場合には検討したい。)</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>を実施すべきと考える。指摘事項のある法人・施設について、翌年度、書面監査よりも実地監査することによって、指摘事項が是正・改善されていることを直接確認すべきであると考えからである。</p> <p>また、逆に、実地監査において何も指摘事項がない法人・施設においては、実地監査については3年～4年に1度という頻度で実施するという必要であると考え。指摘事項の有無によって法人・施設への実地監査の頻度に「差」をつければ、結果的に法人・施設の（一般）指導監査を受ける対応に変化が生じ、（一般）指導監査における指摘事項が減少すると考えられるからである。</p>	
<p>ク <u>（一般）指導監査において毎年度同様の指摘を受ける施設・法人の対応について</u>  （保健福祉局監査指導課）</p> <p>北九州市の（一般）指導監査、特に実地監査において、2年あるいは3年連続同じ指摘事項が繰り返されている4法人・施設があるが、北九州市は、改善済みであること、是正中であることから、改善命令等には、当たらないという見解である。確かに、4法人・施設の指摘事項について、改善命令等には該当しない指摘事項と考えるが、各法人・施設にそれぞれの事情はある</p>	<p>指摘を受けているのは、改善までに一定の期間を要するケースや開設後間もなく運営体制が十分確立していない法人・施設であり、指導監査にあたっては個別の事情も考慮した柔軟かつ継続的な指導を行っているところである。（現在、全て改善済み）</p> <p>とは言え、是正改善に対する意識が低く、法人・施設運営や利用者の処遇に影響を及ぼす恐れのある場合には、</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>にしても公益性のある社会福祉法人・施設が2年あるいは3年と同様な指摘を受けることは、問題であり、2年あるいは3年連続同様な指摘事項を受けた法人・施設については、別途、改善策の入手により、厳しい指導・措置で望む必要があると考える。</p>	<p>監査人の意見のとおり改善命令等も視野に入れたより厳しい指導を行うこととしたい。</p>
<p>ケ <u>社会福祉法人Aの地上権の設定登記の遅延について</u>  (保健福祉局監査指導課)  北九州市の社会福祉法人Aに対する(一般)指導監査(実地監査)において、社会福祉法人Aの地上権の設定登記の遅延については、3年連続同じ指摘事項が繰り返されているので、より厳しい指導が必要であった。  北九州市の見解は、敷地を共有する隣接寺院の計画(分筆などを伴う)に左右されるため、是正まで一定の期間が必要であり、条件が整い次第登記を行うよう引き続き指導を行う方針としているが、原則的には、地上権の設定登記に関する事項は、社会福祉法人の設立時の項目(資産の所有等)であり、社会福祉法人の設立時の問題と考えられる。なお、平成19年度の北九州市の(一般)指導監査において、社会福祉法人Aは、地上権の設定登記を平成20年3月まで行うとの是正改善状況報告書を提出している。</p>	<p>法人理事会での承認を受け、司法書士に手続きを依頼中であり、6月初めに登記が完了する予定である。</p>
<p>コ <u>社会福祉法人Bの基本財産の賃貸</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>借について</u></p> <p>(保健福祉局監査指導課)</p> <p>北九州市の社会福祉法人 B に対する (一般) 指導監査 (実地監査) において、社会福祉法人 B の基本財産の管理については、3 年連続同じ指摘事項が繰り返されている。</p> <p>北九州市の見解は、当初退去予定で移転先を選定していたが、適当な移転先が見つからず是正に一定の期間を要したものであり、現在は、所轄庁の承認を得て基本財産の賃貸借契約を締結済みであるとして、解決済みとしている。北九州市との解決内容を見ると s 保育園園舎の目的外使用 (基本財産の処分) であり、園長兼理事長に、園舎の一部を居住用に賃貸借するものである。また、賃貸借内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間は 1 年であるが、契約期間満了後、児童の保育所への受け入れ体制等に支障がない範囲で契約更新するかどうかを決定する。</li> <li>・ 賃借料 29,000 円 / 月。</li> <li>・ 基本的に、光熱水費は使用料負担、火災保険料は使用面積負担。</li> </ul> <p>なお、基本財産の処分 (賃貸借) であるから、理事会での 3 分の 2 の同意を得ているということである。</p> <p>しかしながら、賃貸先が、社会福祉法人 B の理事長兼 s 保育園園長である</p>	<p>保育事業の用に供していない基本財産 (園舎 2 階部分) については、所轄庁 (保育課) の承認を得ることにより賃貸借は可能であり、賃料についても近隣相場を勘案し設定された妥当な額であり、当該保育園の園長であること、給与額を以って合理的な理由がないとは考えていない。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>こと、賃貸理由が近隣で適当な住居が見当たらないということ、月額給与が537,800円(平成18年4月1日)であること等を総合的に判断すると、北九州市が社会福祉法人Bの基本財産の賃貸借を認めることは妥当でないと考える。</p> <p>よって、北九州市は早急に、退去時期を定めて、園長兼理事長と社会福祉法人Bとの基本財産の賃貸借契約について解除の指導を行うべきと考える。</p>	
<p><u>サ 家庭支援推進保育事業に係わる根拠資料の承認・様式の統一について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>家庭支援推進保育事業を実施する要件として「平成18年度次世代育成支援交付金交付要綱」の(2)家庭支援推進保育の推進に要件が定められており、「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要とされる保育所入所児童」が「入所児童の40%以上」の保育所であることが定められている。</p> <p>公立直営保育所においては9箇所が、特に配慮が必要とされる児童を入所児童の概ね40%以上受け入れている保育所であると判断され、家庭支援推進保育事業を行っている。そこで、当該保育所が要件に適合する保育所であるかどうかを検討した根拠資料を入</p>	<p>家庭支援推進保育事業に関わる根拠資料について、製作者と承認者を明確にするとともに、統一書類を作成した。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>手したところ、誰が作成し、誰が承認をしたのかを示す証跡がなかった。また、統一された様式で作成されていなかった。この根拠資料は、国から交付金を受けるための重要な資料であり、作成者と別の者が内容を承認する必要がある。その意味で、書類には作成者と承認者が明確にされなければならない。また、このような重要な根拠書類は統一された様式で作成すべきである。</p>	
<p>シ <u>北九州市からの人件費の上乗せ補助金の根拠要綱の改定について</u>  ( 子ども家庭局保育課、保健福祉局総務課 )</p> <p>「社会福祉事業団等の設立および運営の基準について」(昭和四六年七月一六日社庶第一二一号、各都道府県知事あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知)の趣旨により、社会福祉法人北九州市福祉事業団が設立されたため、事業団の職員の処遇(給与、退職金等)は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるとなっており、北九州市は、「北九州市民間保育所運営補助金交付要綱」の第4条(交付額)および「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」第3条(交付額)のただし書きで、「ただし、社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては市長が必要と認める額を交付するものとする</p>	<p>平成20年3月1日付で要綱改正済。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>。」と規定して、従前より、北九州市の給与水準に基づく人件費等の運営費の不足額を全額補助してきたが、平成17年度より、段階的な補助金額の見直しが行われ、平成22年度には、民間同様の補助となる予定である。なお、現在の民間保育所運営補助金の人件費上乗せ金額は、平成17年度239百万円、平成18年度225百万円、特別保育事業補助金の人件費上乗せ金額は、平成17年度45百万円、平成18年度26百万円となっている。</p> <p>社会福祉法人北九州市福祉事業団は、平成19年4月の北九州市外郭団体改善委員会の答申で、「市の関与を廃止した上での存続（市から独立した経営）」と提言された団体であり、北九州市においても平成17年4月の経営健全化計画・第一次実施計画（平成17年度～平成21年度）で、自立経営を目指す「経営改善化計画」を着手しており、予定どおり計画が進んだ場合には、平成22年度から人件費の上乗せのない民間認可保育所と同様な補助金となると考えている。</p> <p>したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団の経営改善計画の実施を確実にするため、あるいは、北九州市外郭団体改善委員会の答申に沿う意味でも人件費の上乗せの根拠となっている「北九州市民間保育所運営補助金交付</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>要綱」の第4条(交付額)および「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」第3条(交付額)のただし書きで、「ただし、社会福祉法人北九州市福祉事業団の運営する保育所に対しては、市長が必要と認める額を交付するものとする。」と規定の「ただし書き」について、「平成21年度まで」とするという改定が必要と考える。</p>	
<p>ス <u>北九州市からの民間保育所運営補助金の支給について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>平成18年度における民間保育所運営補助金の概算金額は、298百万円であり、確定金額264百万円、差引精算額は33百万円である。内訳である人件費上乗せ金額(要綱外経費)についても概算金額247百万円であり、確定金額は225百万円、差引精算額は22百万円となっている一方、平成18年度における社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育所補助金決算資料(物件費)を見ると民間保育所運営補助金29百万円含めて、81百万円のプラスの収支差額を計上している。</p> <p>したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団に対する民間保育所運営補助金は、補助金要綱どおりの支出で、法的には問題ないと言えるが、物件費にプラスの収支差額が計上されている</p>	<p>福祉事業団については、外郭団体経営改革プランの最終報告で、今後のあり方について「市の関与を廃止した上での存続」との提言があつているところであり、保健福祉局とも協議のうえ対応を検討する。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>現状での人件費の上乗せに対する全額支出については、経済合理性からと考えると疑問である。</p> <p>確かに、北九州市の見解である、社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する施設はいずれも建築後相当の年数を経過しており、今後、改築や大規模修繕等に多額の経費を要することになるため、物件費については、経営努力によって生じた余剰金を「積立金」として積み立てることを認めており、人件費の上乗せ支出とは、別次元の問題ということも理解はできるが、物件費のプラスの収支差額も社会福祉法人北九州市福祉事業団の経営努力というよりも人件費補助金の性格が強いと考えられる。</p> <p>したがって、社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育所補助金決算資料（物件費）における収支差額金 81 百万円か、あるいは、社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業にかかる当期活動収支差額の 83 百万円か、少なくとも社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業にかかる当期資金収支差額の 20 百万円を人件費の上乗せ補助金金額から削減すべきと考える。</p>	
<p>セ <u>外部監査の導入について</u>  （保健福祉局総務課）  「社会福祉法人指導監査要綱」  組織運営 4 . 監事・監査（6 . 財産</p>	<p>市、及び福祉事業団ともに、外部監査の導入による法人運営の透明性の確</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>状況等の監査)の項目には、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産が100億円以上もしくは負債総額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取り組みを行うことが望ましいものであることが記載されている。北九州市の見解は、北九州市の出資団体である福祉事業団は、一般監査のほか、市監査事務局による財政援助団体監査を定期的に受けており、一定の透明性確保がなされているということであった。また、社会福祉法人北九州市福祉事業団は、「当事業団の財産状況の監査につきましては、市監査指導課の一般指導監査のほか、市外郭団体であるため定期的に財政援助団体監査を定期的に受けております。また、現在公認会計事務所と顧問契約を結んでおり、会計に関する疑義が生じたときには、その都度、アドバイスを頂いております。」とのことであった。</p> <p>しかしながら、北九州市の財政援助団体監査は、外部ではなく内部の監査</p>	<p>保については、十分に必要性を認識している。</p> <p>しかしながら、現在、福祉事業団は、平成22年度以降の自立に向けた経営改革に取り組んでいるところであり、本部体制や財務状況が混沌としている。</p> <p>福祉事業団としては、まずは、22年度以降の自立体制の確立を先決とし、目処が付いた後、外部監査の導入について検討したいとのことである。</p> <p>市としても、当面は自立体制の確立に専念すべきと考えている。</p> <p>なお、自立体制の確立に目処が付いた後は、速やかに外部監査の導入について検討するよう指導していきたい。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>であり、また、公認会計士との顧問契約はそもそも監査ではない。社会福祉法人北九州市福祉事業団の規模を考慮すると、法人運営の透明性確保のためには、公認会計士等の外部監査を受けべきと考える。</p>	
<p><u>ソ 保育士に対する研修の義務化および参加状況の管理について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>北九州市では、保育士の研修について努力義務とし、義務化はされていない状況にある。北九州市としては各保育所に研修参加を奨励・指導しているだけで、個人別に、研修を受講すべき者が実際に研修に参加しているかどうかの実態は把握していない。</p> <p>保育士の業務は多岐にわたり、それを取りまく根拠法令・規則・指針等も多い。また、保育所入所児童にとっては幼少時の大切な時期に接するのが保育士なのであるから、その能力、専門的知識、技術を維持し、成長させていくためにも、研修の制度は不可欠である。</p> <p>そこで、北九州市としては、データベースなどにより、例えば、経験年数などによって、保育士が年間に受講すべき研修（必須研修）と参加が推奨される研修（任意研修）とが容易に把握できるように、また、研修について受講すべき対象者を容易に把握できるよ</p>	<p>保育士の研修については、各保育所の所長が研修実績・研修計画を作成（社会福祉研修所主催・北九州市主催・北九州市保育所連盟主催・北九州市保育士会主催）して、計画的に受講させている。</p> <p>また、保健福祉局監査指導課において、研修状況についての監査が実施されているとともに、保育課でも、社会福祉研修所実施分のデータ化された研修実績などにより、受講が少ない保育所には指導を行っており、現行でも適正な研修指導が実施されている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>うにして、現状のように各保育所に研修参加を奨励・指導するだけでなく、受講すべき対象者に個別に研修を受講するように奨励・指導すべきである。そのようにして、参加すべき研修に、参加していない保育士がいないかどうか、他の保育士と比較して、十分に受講すべき研修を受けていない保育士がいないかどうか、容易にチェックできるようにすべきである。</p>	
<p>タ <u>公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の研修について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>公立直営保育所に勤務する保育士のうち、研修に参加しているのは正規職員のみであって、現状において、臨時職員(35名)、非常勤嘱託職員(37名)が研修に参加している実績はない。</p> <p>しかしながら、非常勤の職員であっても、保育士として必要な知識や技術を養い、それを維持する必要性は正規職員と同じであり、保育サービスに従事する以上、ある程度の研修を受ける必要がある。効果的な保育サービスを推進していくためには、非常勤嘱託職員の協力は不可欠であり、今後もその重要性は増していくのであるから、待遇の改善とともに、その能力の開発にも取り組まなければならない。</p> <p>一方で、研修を受けるには費用と時間がかかるので、研修を受けなければ</p>	<p>全ての臨時職員・嘱託職員に研修を受講させることが望ましいと思われるが、受講の条件整備(例えば、委嘱期間など)や経費の負担などの課題があり、検討する必要がある。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>ならない条件などを決めて、その条件に該当する職員については研修に参加するように努めるべきである。例えば、年間の勤務日数が一定の日数を超えた場合や、臨時職員や非常勤嘱託職員としての勤務年数もしくは登録年数が一定の年数を超えた場合などの条件が考えられる。</p> <p>現状のように、研修にまったく参加する実績もないまま、臨時職員や非常勤嘱託職員を保育サービスのために雇用するのであれば、保育サービスの低下が懸念される。きちんと研修参加の条件を定めれば、研修費用の増加も必要最小限にとどめることができると思われるので、北九州市としては、保育サービスの維持のために臨時職員や非常勤嘱託職員についても研修に参加するように求められたい。</p>	

（２）公立保育所の民営化に関する意見

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p><u>ア 公立直営保育所の更なる民営化による削減について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>公立直営保育所の民営化に当たっては、公立直営保育所の役割を再認識した上で、保育サービスの質の面およびコスト面・民営化へのプロセス面から検討する必要があると考える。</p> <p>北九州市は、公立直営保育所の役割</p>	<p>まずは現行の「新新北九州市保育5か年プラン」の着実な推進を図る。そのうえで、公立保育所の今後のあり方について、次期プランの中で総合的に検討していきたい。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>について、保育水準の維持・向上、幼保連携の推進、地域の子育て家庭支援、保育の実証研究、家庭保育員の保育指導等を挙げている。</p> <p>保育サービス面から、公立直営保育所に求められるのは、単に保育に欠ける児童を保育する施設だけではなく子育て支援施設へと変化し、地域での子育て支援としての役割が重要となり、子育てに課題を持つ家庭の児童を広く対象として保育をしていく方向性であると考えられる。しかしながら、平成18年度における地域子育て支援センター事業実施施設7箇所のうち公立直営保育所は1箇所にすぎないのが現状である。</p> <p>次に、保育サービス面の重要な保育事業である特別保育事業の障害児保育事業では公立直営保育所は82箇所中16箇所のみ、延長保育事業では公立直営保育所は115箇所中1箇所のみ、および一時保育事業では公立直営保育所は42箇所中1箇所のみであり、北九州市の方針とはいえ、民間認可保育所と比較すると著しく実施状況は悪い。</p> <p>さらに、コスト面については、公立直営保育所と民間認可保育所の保育士の賃金格差が著しいが、その原因は、給与体系および保育士の年齢構成の差であり、ほぼ同様なサービスを受けて、</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>コストに著しい差が生じるのは問題であると考える。</p> <p>北九州市の公立直営保育所は、「新新北九州市保育5か年プラン」においては、平成21年度末には、20箇所を削減する計画であるが、現状の北九州市の公立直営保育所を保育サービス面、コスト面、公立直営保育所の役割等を考えると公立直営保育所を20箇所も残す必要はなく、北九州市が公立直営保育所の保育の実証研究の役割、地域子育て支援センター事業実施の役割等を考えても、概ね各区に1箇所、合計7箇所～10箇所ですり足りると思われる。</p> <p>したがって、北九州市が平成21年度末までに、20箇所を公立直営保育所を削減する方針であるが、更なる公立直営保育所の民営化を推し進めるべきと考えられる。試算として、7箇所の公立直営保育所（平成19年4月1日現在24箇所）を残し、17箇所を民営化した場合には、運営費は、北九州市の平成21年度末までの施策である公立直営保育所の4箇所の民営化の削減効果を除いても、平成13年度～平成17年度の実績の平均削減金額（約27百万円）を参考にすると約351百万円（13箇所の更なる民営化）の削減効果が生じると考えられる。</p> <p>なお、公立直営保育所の役割、必要</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>数、施設規模および施設配置の在り方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと家庭の直面する課題</li> <li>・地域の就学前児童数の動向</li> <li>・今後の保育ニーズの動向</li> <li>・国の保育制度をめぐる論点</li> <li>・北九州市の子育て支援施策全体の方向性</li> <li>・公立直営保育所が地域の中で果たしてきた役割</li> <li>・公立直営保育所と民間保育所、および他の子育て支援施設との役割分担</li> <li>・公立直営保育士の身分保障の論点</li> </ul> <p>など幅広い視点から検討すべき課題ではあるが、これらの論点については、言及しない。</p> <p>一方、公立直営保育所の民営化については、当事者や市民に対して民営化の意味が不明瞭なことによる不安、民営化プロセスへの不満、民営化移行の保育所の運営への不満などを与え、民営化プロセスの段階で様々な問題が生じるが、市の担当者が、当事者や市民に対して積極的に情報公開と情報提供を行えば、民営化プロセスの不満の問題は解消されると考えられる。</p>	
<p>イ <u>公立直営保育所における給食調理業務の民営化の推進について</u>  (子ども家庭局保育課)  北九州市における25箇所の公立直</p>	<p>現行の「新新北九州市保育5か年プ</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>営保育所のうち、給食調理業務委託が            民営化されているのは堂山保育所と穴            生保育所の2箇所のみであり、それ以            外は市の職員である保育所調理員が給            食調理業務を担っている。</p> <p>委託している保育所では、委託化に            よって調理業務の品質が変わることは            なく、委託するメリットとして北九州            市の説明によれば年間約7,500千            円の経費が節約できている。</p> <p>現在、北九州市では、2箇所の保育            所のみで委託を行っているところを、            残りの23箇所についても委託すると            すれば、年間に7,500千円×23            箇所 = 172,500千円の経費削減            が可能となる。</p> <p>北九州市としては、定員2名の欠員            を待って、欠員となった保育所で業務            の民間委託を実施する方針であるが、            給食調理業務の民間企業への委託は、            業務のサービスが低下することはない            なく、年間だけでも約172,500千            円の経費削減が可能なのであるから、            業務の委託を2箇所の保育所のみにと            どめるのではなく、早期に全ての公立            直営保育所で委託化されるように積極            的に推進していくべきである。</p>	<p>ラン」の進捗状況や次期プランの策定            の中での公立保育所のあり方の検討状            況等を踏まえて検討する課題であると            考える。</p>

(3) 保育事業の人員費に関する意見

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>ア <u>公立直営保育所と民間認可保育所</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>との人件費比較について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>平成18年度における公立直営保育所の保育所入所児童一人当たり人件費は1,085,885円であり、民間認可保育所の保育所入所児童一人当たり人件費は751,010円となり、倍率にすれば、一人の保育所入所児童を保育するために、公立直営保育所のほうが民間認可保育所よりも1.5倍程度の多額の人件費がかかっていることになる。</p> <p>原因としては、臨時職員が34.8%を占める民間認可保育所に対し、公立直営保育所では正規職員のみで定数を満たしていること、民間認可保育所には配置が認められていない予備保育士として、公立直営保育所では正規職員を配置していること、正規職員に60名以上の多数の過員があること、などが挙げられる。</p> <p>民間認可保育所では運営費収入などの一定の収入の範囲内で人件費を支出しなければ保育所の存続にかかわるが、公立直営保育所においては保育所運営収入より人件費がかかっても、一般会計が負担するのであるから、保育所の存続には影響はない。しかし、その分、市民の税金を投入することになるから、公立直営保育所においても、民間認可保育所と同様に、人件費の削</p>	<p>現行の「新新北九州市保育5か年プラン」の進捗状況や次期プランの策定の中での公立保育所のあり方の検討状況等を踏まえて検討する課題であると考えます。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>減に努めるべきである。</p> <p>北九州市としては、民間認可保育所よりも保育所入所児童一人あたり人件費が高く、効率性の面では民間保育所よりも劣っている状況を認識し、臨時職員の活用、予備保育士の廃止、正規職員の過員の解消などを促進し、民間認可保育所と同様、効率的な保育業務を実施するよう努められたい。</p>	
<p><u>イ 公立直営保育所の予備保育士の加配について</u></p> <p>(子ども家庭局保育課)</p> <p>北九州市の公立直営保育所においては、平成18年4月1日時点で、予備保育士として25名が加配されている。この予備保育士の加配は北九州市独自の制度であり、特に法律等の根拠があるわけではない。</p> <p>予備保育士の加配が行われているのは、北九州市の保育所の中でも、北九州市の公立直営保育所のみであり、北九州市の民間認可保育所は予備保育士の加配は認められておらず公正な処置とは言いがたい。しかも、予備保育士の役割は、クラス担任が休務した場合等の代替的な役割などであり、臨時職員でも対応は可能と思われるにもかかわらず、人件費の高い正規職員が配置されている。</p> <p>民間認可保育所において、限られた人数で努力している以上、公立直営保</p>	<p>現行の「新新北九州市保育5か年プラン」の進捗状況や次期プランの策定の中での公立保育所のあり方の検討状況等を踏まえて検討する課題であると考える。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>育所においても、安易に人件費の高い正規職員を予備保育士として加配し、その人件費を公費で負担することなく、民間認可保育所と同様の条件で保育士を配置するように努力すべきである。「効率的な保育行政」が求められている現在、北九州市の公立直営保育所だけが、多数の正規職員を、国の基準にもない予備保育士として配置しておくことは合理的ではない。</p> <p>予備保育士を加配しなければ大きな経費削減が可能となる。例えば、平成18年度の保育士（正規職員）の人件費は2,298,463,461円であり、これを平成18年4月1日の現員数340名から産育病休者数30名を差し引いた310名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は7,414,398円と算定できる。したがって、25名の予備保育士を加配しなければ、<math>7,414,398円 \times 25名 = 185,359,950円</math>と毎年度、185百万円程度の経費削減が可能となる。</p> <p>北九州市としては正規職員を民間認可保育所には認められていない予備保育士として配置するのを止め、さらなる保育サービスの充実のために必要な職員の加配については臨時職員などの活用により対応されたい。</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ウ <u>正規職員の過員の解消と臨時職員の活用について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>平成18年4月1日時点では、産育病休者数を除いた正規職員の実質過員(配分定数より多い員数)は32名となっている。「保育に欠ける」状態となるのは、年度の一定の時期だとは限らないので、年度を通して保育所入所児童の数は変動する。それにあわせて配分定数も変わる。予め定数以上の正規職員を配置しておくというのが北九州市の見解である。</p> <p>しかし、変動する配分定数に対処するために、正規職員が従事する必要はなく、民間認可保育所のように臨時職員を雇用することで対応できる。また、北九州市でも、正規職員に過員が発生するようになったのは平成17年度からであって、公立直営保育所を民営化したことで余剰となった職員を他の公立直営保育所に配置換えした結果である。以前は北九州市も多くの臨時職員を活用することによって、変動する配分定数に対処していたのであるから、民営化により余剰となった正規職員を、配置基準以上に残りの公立直営保育所に配置しておくことは経済的かつ合理的でないことは明らかである。</p> <p>そもそも、年度中にどれだけ保育所入所児童数が増えるのか予測すること</p>	<p>現行の「新新北九州市保育5か年プラン」の進捗状況や次期プランの策定の中での公立保育所のあり方の検討状況等を踏まえて検討する課題であると考える。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>などできないから、民間認可保育所では臨時職員を活用して対応しているのであり、年度中の異動がなく勤務状態が固定的な正規職員で対応できるものではない。実際に、同じ公立直営保育所でも年度末に過員がある保育所、不足がある保育所があり、正規職員を予め多めに配置しておいたところで十分に対応できるわけではないのである。</p> <p>したがって、北九州市としては、効率的な保育行政の実現のために、変動する配分定数に対処して、年度当初から多数の正規職員を過員として抱えることなく、臨時職員を活用されたい。</p> <p>また、保育サービスを充実させるために配置基準を超えて保育士を配置する場合には、期中での人事異動などの柔軟な対応ができない正規職員を過員として抱えておくのではなく、臨時職員を活用し、保育サービスの要請に柔軟に対応されたい。</p> <p>民営化する以前のように年度当初の過員を解消すれば、32名の人件費の削減が可能である。例えば、単純な試算であるが平成18年度の保育士（正規職員）の人件費は2,298,463,461円であり、これを310名に対して支給された人件費であると仮定すると、一人当たり正規職員の人件費は7,414,398円と算定できる。したがって、7,414,398</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>円×32名=237,260,736円となる。代わりに臨時職員は増加するので、毎月の過員状況を調査し、そのための費用も試算すると36,636,820円となる</p> <p>したがって、4月時点での正規職員の過員を解消し、保育所入所児童の増加に対応する保育士には、民間認可保育所と同様に、比較的柔軟な対応が可能な臨時職員を活用すると、単純な試算ではあるが、237,260,736円-36,636,820円=200,623,916円と、毎年度200百万円程度の経費削減効果を見込むことも可能である。</p> <p>先に、予備保育士の加配を廃止することによる経済的効果を185,359,950円と試算したので、公立直営保育所の保育士の配置を民間認可保育所と同様にすれば、合計で385,983,866円と毎年度385百万円程度の経費削減も可能と試算される。</p> <p>北九州市としては、予備保育士の廃止や、臨時職員の活用に努め、民間認可保育所と同様の条件で保育士を配置するように努められたい。</p>	
<p>エ <u>公立直営保育所の民営化に伴う余剰人員の公立直営保育所への配置について</u> (子ども家庭局保育課)</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>保育行政の効率化のためには公立直営保育所の民営化を推進し、人件費などの経費を削減していく必要があるが、北九州市でも民営化が進められており、平成15年度から平成18年度までで10箇所の子立直営保育所が民営化されている。しかし、民営化による105名の余剰人員のうち、定年退職などによる27名以外は、他の公立直営保育所に配置換えされただけであり、その結果、平成17年度より正規職員の過員(17名)が発生し、平成18年度には配分定数と比較して62名もの正規職員が過員となった。</p> <p>もともと、平成14年度では386名の配分定数に対して正規職員は367名と、その不足数はわずか19名であり、民間認可保育所の約4割を臨時職員が占めていることと比較しても、臨時職員を活用すれば十分に対応可能であり、正規職員を配置換えする必要性はなかったと判断する。</p> <p>保育行政の効率化のためには人件費の高い公立直営保育所の民営化を促進すべきであるが、民営化による主な効果は経費の削減であり、その多くを占めるのが人件費であるにもかかわらず、公立直営保育所を民営化することにより余剰となった人員は、そのまま他の公立直営保育所に配置換えしただけである。</p>	<p>現行の「新新北九州市保育5か年プラン」の進捗状況や次期プランの策定の中での公立保育所のあり方の検討状況等を踏まえて検討する課題であると考える。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>北九州市としては、保育行政の効率化のために、これからも公立直営保育所の民営化を促進すべきであり、その結果として得られた経費削減効果を保育サービスの充実や保護者負担の軽減のために利用する必要がある。しかし、民営化のために余剰となった人員を他の公立直営保育所に配置換えするのでは、正規職員の過員をさらに増やすだけであり、人件費の削減は進まない。民営化の目的と効果が主に経費削減にあることを再認識し、公立直営保育所の民営化を進められたい。</p>	
<p>オ <u>正規職員より臨時職員が多く配置されている民間認可保育所について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>平成18年4月1日時点の職員一覧表より、民間認可保育所の施設長、正規職員、臨時職員、パート保育士の別に、その人員数を把握したところ、正規職員の数が臨時職員の半分以下しか配置されていなかった民間認可保育所が8箇所あった。全ての民間認可保育所の平均的な正規職員の割合は62.6%で、それと比較しても当該保育所における正規職員の割合が低いことが分かる。</p> <p>現状の北九州市の考え方は、民間認可保育所における正規職員と臨時職員との割合は、児童福祉施設最低基準に定めがないため、正規職員の割合が低</p>	<p>職員に占める正規職員の割合については、児童福祉施設最低基準に定めがないため、民間認可保育所に対して指導できない。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>くとも止むを得ないとの考え方であるから、正規職員の職員に占める割合が低い場合に注目し、当該保育所において、保育サービスが低下していないかチェックするという観点では指導監査は行われていない。しかし、何らかの不慮の事故が起きた場合に、正規職員が少ないことがその原因として社会的に批判されるリスクがあることを考慮すると、そのような観点での指導監査は必要と思われる。</p> <p>公立直営保育所のように定数以上の正規職員を揃えるべきではないが、保育士の場合、保育所入所児童と直接かつ継続的に接する業務であることを考慮すれば、正規職員が極端に少なく臨時職員の割合が高い保育所については、保育士が保育所入所児童を熟知しているのか、十分な経験を積みノウハウを持っているのか、担任の保育士が頻繁に変わるにより保育所入所児童に不安を与えないか等、保育サービスの低下に繋がっていないか、北九州市は指導監査を通してチェックし、必要があれば指導を行うべきである。</p> <p>また、保育所に支給される運営費収入や補助金はいずれの民間認可保育所も同じ条件であり、平均的な正規職員の割合が62.6%であるにもかかわらず、ほとんどが臨時職員によって構成されている民間認可保育所について</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>は、なぜ、正規職員ではなく臨時職員の構成割合が高いのか、当該民間認可保育所において、そうせざるを得ない運営上の問題が発生していないかについても、指導監査の過程で把握しておく必要がある。</p> <p>また、現状では、正規職員と臨時職員の割合を強制するような法令、規定はないので、正規職員の少ない保育所に正規職員を増やすように北九州市が指導することは困難な状況にあるが、保育サービスの維持のため、北九州市独自ではあっても全職員に対する正規職員の最低割合を基準として設け、それ以上の正規職員を確保するように指導することについても検討されたい。</p>	
<p><u>カ 公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託職員の国民の祝日における報酬について</u> (総務市民局給与課)</p> <p>北九州市においては非常勤嘱託職員や臨時職員の任用期間が一ヶ月以上で、かつ従事日および勤務時間が正規職員と同様である場合、保育所の休所日である国民の祝日についても有給として賃金を算定することになっている。</p> <p>しかし、保育所の開所日は月曜日から土曜日までで、日曜日と国民の祝日は保育所そのものが休所されており、臨時職員や非常勤嘱託職員が保育士と</p>	<p>雇用期間が1月以上で勤務日(及び勤務時間)が正規職員とほぼ同様である嘱託職員・臨時的任用職員については、正規職員との均衡を考慮し、国民の祝日を有給として支給してきたものであり、就業要綱等にも規定しているところである。</p> <p>この考え方は、比較的長期に雇用される嘱託員等に対し、正規職員の給与制度とのバランスを考慮し制度化したものである。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>して勤務することはない。臨時職員や非常勤嘱託職員は、基本的に勤務日数に応じて賃金が計算されるのであり、それは、社会通念上も一般的な賃金の算定方法であるといえる。にもかかわらず、現行の制度では、任用期間が一定期間以上ある臨時職員、非常勤嘱託職員であれば、保育所そのものが閉所されていて、勤務の事実がなくとも賃金が発生してしまうことになる。</p> <p>保育所の開所日のうち、職員の希望する特定日に有給の休暇をとる制度は、年次有給休暇制度として設けられており、それ以外に、労働そのものが発生していない国民の祝日についても、有給として賃金を支給する特別の意義は認められない。</p> <p>現状では、勤務しようにも勤務できない国民の祝日が職員の意図と関係なく賃金対象となっているが、社会の動向や経済的な実態を考慮すれば、このような待遇は合理的ではないと判断せざるを得ない。臨時職員や非常勤嘱託職員の待遇としては、勤務できない国民の祝日を勤務日とみなして加算するのではなく、実際に勤務した日数とその能力（もしくはキャリア）に応じた待遇に改めるべきである。</p>	
<p>キ <u>北九州市の保育事業に係わる職員の出張宿泊料の定額精算について</u> ( 総務市民局給与課 )</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>保育事業に従事する職員の出張旅費についてチェックしたところ、その宿泊費については、出張した職員のほとんどが実費を立替払いし、その後で市に対して事後請求を行い、宿泊費として13,500円の定額を受け取っていた。</p> <p>北九州市は、出張旅費について定額精算している理由として、領収書確保の負担増に対する事務効率の悪化や、高額領収書が提出された場合にその正当性を検証するのが煩雑であることを挙げている。</p> <p>しかし、13,500円を上限とし、それ以下の立替払いについて実費で精算するにすれば、高額領収書が提出された場合であっても正当性の検証に煩わされることはなく、事務手続の負担増を回避することができる。また、宿泊代の領収書もしくは精算書はチェックアウト時に必ずホテルから宿泊者に手渡されるわけであるし、精算事務についても、定額精算であっても実費精算であっても、事務手続は必要なのであるから、領収書を添付することによって庶務事務の負担が著しく増加するとは思えない。</p> <p>宿泊料については宿泊料金だけでなく、朝食代、夕食代も含まれているが、いかなる費用であっても、社会通念上は領収書を入手するのは当然である。</p>	<p>宿泊料は、素泊まり料金や食事代をはじめ、不慣れな旅行地に宿泊し公務を遂行するために要する諸費と考えられており、国が民間の実態を踏まえた標準的な額として定めた額に準じて本市も定めているものである。</p> <p>宿泊料を定額精算としている理由は、民間の実態を踏まえた標準的な額として決定しており、当該額について逐一領収書により精算することは旅行者や旅費計算事務担当者の負担を強いるものであることから適当ではない、という国の考えに本市も準じているものである。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>現状の13,500円については、それを実費精算の上限とし、精算するには全ての費用について領収書の入手を義務付けられたい。</p>	
<p>ク <u>北九州市職員への給与の口座振込み推進について</u> (総務市民局給与課)</p> <p>北九州市の市職員への給与の支給は口座振込みによる方法と現金支給にする方法とがある。どちらを選ぶかは職員の任意となっているが、現金支給であれば、そのために各人の支給額分だけ現金を用意し、その現金を支給対象者が勤務する部署まで持ち運び、各人に支給するための封筒などを準備した上で各人に手渡さなければならないから、事務の手数やリスクの回避を考慮した場合、口座振込みのほうが便利であることは言うまでもない。</p> <p>保育所の場合には、保育所から各区役所まで、保育所長などが現金を受け取りに行かなければならないので、そのための交通費や時間が掛かっている。当然のことながら、一般の交通機関を、現金を持って移動すれば紛失その他のリスクが付いて回ることにもなる。一般的な社会情勢を考慮すれば、そのようなリスクと事務手数料を負ってまで、未だに北九州市が全体として給与の現金支給制度を維持しなければならない特別な理由は存在しないと判断</p>	<p>職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員に、その全額を支払わなければならない(地方公務員法第25条第2項)。本市においては、現金で支払うことを原則とし、職員からの申出があった場合は、給与の全部又は一部を口座振込みの方法により支払うこととしている(北九州市職員の給与に関する条例第2条第1項)。</p> <p>給与課では、安全で効率的な給与支給を行うために、職員へ対し口座振込への協力を再三行っているところである。(20年3月現在、口座振込率92.4%)。ひっ迫した財政事業等からも、早期に100%の口座振込を達成したいと考えているところである。</p> <p>なお、今回のご指摘を踏まえ、子ども家庭局を通して、あらためて各保育所へ対し監査報告書の説明及び口座振込協力の呼びかけを依頼した。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>する。紛失その他の事件の発生を事前に防ぎ、事務処理の簡素化を図るためにも、組織の一員に対する給与の支給については口座振込みに統一するのが望ましい。</p>	

( 4 ) 認可外保育施設に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>ア 認可外保育施設の把握体制について</u> ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市が、認可外保育施設の指導・監督の際に指針となる「認可外保育施設指導監督の指針」の4.(1)認可外保育施設の把握の項において、「届出の提出を待つだけでなく、管内市町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること」と規定しているが、現状、北九州市においては、消防局等との具体的な協力体制は特に行っていない状況である。</p> <p>よって、努力規定であるが、早急に、消防局等の他の部局との協力体制を構築すべきと考える。</p> <p>また、「06年度職業別デイリータウンページ」( N T T 西日本 ) からでも北九州市が把握していない認可外保育施</p>	<p>今後、消防局をはじめ、関係機関との連携等について検討する。また、各種の情報の活用については、これまでも行ってきており、今後とも把握に努める。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>設が2施設（小倉南区、八幡西区）あり、このような手段も活用して把握に努めるべきであると考える。</p>	
<p>イ <u>認可外保育施設のうち、届出対象外施設の公表について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>認可外保育施設のうち、「小規模保育施設」「事業所内保育施設」等については、届出対象外施設であるが、運営に当たっては、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」によることが求められている。</p> <p>北九州市においては、児童福祉法第59条の2の5は、同法第59条の2第1項に規定する施設、すなわち「届出対象施設」の設置者は、毎年、施設の運営状況を市長（政令指定都市の場合）に報告しなければならないと規定するとともに、市長は、児童福祉のために必要と認められる事項を取りまとめ公表するものとする、としているため、「届出対象施設」のみホームページ等で公表しているということである。</p> <p>しかしながら、届出対象外施設である「小規模保育施設」「事業所内保育施設」等についても北九州市が把握しているのであるから、北九州市のホームページ等で公表すべきと考える。</p>	<p>児童福祉法第59条の2の5は、「届出対象施設」について規定している。利用者が5人以下の小規模施設や、従業員に限定される事業所内保育施設といった「届出対象外施設」については公表の対象とされていない。</p>
<p>ウ <u>認可外保育施設の保険の加入状況について</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>認可外保育施設については、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準 (平成13年3月29日付、雇児発第177号) において、指導監督の基準が示されているが、保険加入は任意とされている。</p> <p>北九州市が、平成18年度において、届出対象外の認可外保育施設も含め、入手している「運営状況報告書」を閲覧すると36の届出対象施設のうち、8施設が、賠償責任保険 (傷害保険は加入) には加入しておらず、死亡事故があった「中井保育園」にあつては、「運営状況報告書」の記載には、保険の加入の有無については検討中と記載されていた。</p> <p>保育施設の運営維持にあつては、保険、特に賠償責任保険に加入することは、児童や保護者に対して最低限の義務と考えられ、認可外保育施設の指導・監督の際に指針となる「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」において、保険加入が任意であると規定されているにしても、北九州市においては、強制加入が無理であれば、少なくとも保険加入の推進を強化すべきと考える。</p>	<p>平成19年度の立入調査から保険未加入の施設には加入を勧めている。</p>
<p>エ <u>認可外保育施設の立入調査結果の公表について</u></p> <p>( 子ども家庭局保育課 )</p>	

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>平成18年度、北九州市は、児童福祉法第59条第1項に基づき、36の認可外保育施設に対し立入調査を行ったが、以下の指摘事項があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書指摘事項16施設、延べ38件（平成17年度21施設、延べ95件）</li> </ul> <p>（主な文書指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約乳幼児の在籍時間帯に保育従事者が、1人勤務の時間帯がある。</li> <li>・ 主たる開所時間において月極契約乳幼児数に対して、保育従事者が不足している。</li> <li>・ 防火管理者の選任・届出をしていない。</li> <li>・ 非常、災害に対する具体的な計画（消防計画）を作成、届出をしていない。</li> <li>・ 保育所保育指針を踏まえた保育計画が作成されていない。</li> <li>・ 口頭指摘事項20施設、延べ55件（平成17年度27施設、延べ92件）</li> </ul> <p>（主な口頭指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所保育指針を踏まえた年間保育計画が作成されていない。</li> <li>・ 保育室の危険物防止に対する十分な配慮がなされていない。</li> <li>・ 緊急避難用設備の活用が不十分。</li> <li>・ サービス利用者に対する契約の書面による交付内容が不十分。</li> </ul>	<p>平成19年度の立入調査結果からは、内容を精査したうえホームページで公表することとしている。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>以上のように、指摘事項の内容については、認可外保育施設を利用しようとする保護者に開示すべき重要な情報が多く含まれており、早急に、北九州市のホームページで公表すべきと考える。</p> <p>なお、北九州市は、「認可外保育施設の立入調査の指摘事項の公表に関し、法人の権利利益を害するおそれがあるため公開をしておりませんでした。が、児童が死亡するという重大な事故を受け、今後は、市民に対する適切な情報提供を行うことを検討しており、その中で、指摘内容に関する公開も検討していくこととしています」との見解であった。</p>	
<p>オ <u>認可外保育施設における指導監督の限界について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>平成18年度の立入調査は、平成19年1月12日から2月7日までの15日間に、調査員2人～3人で36施設を実施している。調査員2人～3人で、1日2施設から3施設の調査を実施していることになる。立入調査の結果を見る限り、立入調査の内容は、「認可外保育施設指導監督の指針」および「認可外保育施設指導監督基準」から見て十分と考えられるが、認可保育所との監査時間の比較や長期滞在児の問題等を考慮すると、調査時間の制約が</p>	<p>平成19年度以降は、保育指導専門員を配置し、指導監督体制を強化するとともに、1施設当たりの調査時間を長くすることにより、きめ細やかな調査を行っている。また、調査は年1回に限らず、必要に応じ、随時行うこととしている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ら調査が形式で終わっているのではないかと懸念される。</p> <p>したがって、たとえば、1施設2人～3人で、1日実施するというように、立入調査の1施設当たりの時間を増加すべきと考える。</p>	
<p><u>カ 認可外保育施設の利用者等のアンケート調査実施について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>北九州市においては、平成12年8月の「保育に関する意識・実態調査」報告書(平成11年3月調査)において、認可外保育施設および利用者についてアンケートの実施結果も併せて報告している。</p> <p>しかしながら、認可外保育施設に関しては、平成11年3月以来調査は実施されていないが、現状の認可外保育施設において、死亡事故および長期滞在児の問題が発生している状況を踏まえると、たとえ北九州市が保育の施策は認可保育所を中核として実施していく方針であっても、認可外保育施設の利用者(児童の保護者)の属性、認可外保育施設を利用する理由や利用者の保育ニーズ等を把握することが、今後の北九州市の保育施策および認可外保育施設の施策に必要と考えられる。</p> <p>また、アンケート調査の内容については、平成11年3月の調査内容より、更なる詳細な以下のようなアンケート</p>	<p>今後、本市の保育計画等を策定する際に、実施について検討する。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>調査が必要と考える。</p> <p>( 1 ) 保育所の選定について 選定理由、認定の重視、情報入手方法、認可保育所との比較、比較して選んだ理由、認可外保育施設の利用経験の有無</p> <p>( 2 ) 利用状況について 入所開始時期、入所開始年齢、1日当たり平均利用時間、利用人数 1人当たり月額利用料、世帯当たり月額利用料、送迎者、利用しているサービス内容</p> <p>( 3 ) 満足度と要望 満足している点、全体的な満足度、今後の要望、充実してほしいサービス</p> <p>( 4 ) 回答者属性 回答者性別、回答者年齢、世帯構成、両親の勤務状況・勤務形態・残業時間・通勤時間・世帯収入、子どもの数</p> <p>( 5 ) 今後の利用など 認可保育所の待機経験、認可保育所の申込の有無、幼保一体化施設利用意向、卒園・退園後の進路</p>	
<p>キ <u>認可外保育施設に通う保育に欠ける児童の対応について</u> ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市では、保育に欠ける児童は、保育サービス提供の安定的確保、質の確保という観点から認可保育所で保育</p>	<p>本市は、保育に欠ける児童は認可保育所で保育することを基本とし保育所の整備、充実に努めてきた。認可外保</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>           することを基本としながら、認可外保育施設についても施設を利用する児童の健全な育成を図る観点から、保育や調理業務に従事する職員の健康診断に要する費用の一部補助、財団法人福岡県地域福祉財団との共催による研修の開催を行っている。         </p> <p>           また、平成19年度からは、これらの支援に加えて新たに、児童の健康診断に要する費用の一部補助を行っている。         </p> <p>           一方、認可外保育施設についてもその利用に公費負担されるべきという議論があるが、         </p> <p>           (1) 保育所利用への公費負担は、「保育に欠ける児童を保育する」ということが根拠になっていること。         </p> <p>           (2) 公費負担を行おうとする認可外保育施設に公費を負担する根拠となる基準が存在しないこと。         </p> <p>           (3) 認可外保育施設には法的拘束力が著しく弱いこと。         </p> <p>           から、認可外保育施設の利用には公費負担は適当でないとして包括外部監査人も考える。         </p> <p>           しかしながら、現実には、平成18年度の認可外保育施設の利用者数は北九州市が把握している届出対象外施設も含め1,102名であり、認可外保育施設を利用せざるを得ない利用者もいる訳であるから、公的助成の対象と         </p>	<p>           育施設に対しては、今後とも利用児童の健全な育成を図る観点からの支援を行う。         </p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>なっている認可保育所と認可外保育施設では、1人当たりの公的助成金額に大きな差があることについては、やはり、できる限り格差を是正する必要があると考える。</p> <p>よって、北九州市においては、今後、このような視点に立って、認可外保育施設への補助金ではなく認可外保育施設の利用者への補助金等、何らかの手段によって、認可保育所利用者との格差是正の対策を検討すべき時期に至っていると考える。</p> <p>特に、「保育に欠ける児童」で、認可外保育施設を利用せざるを得ない利用者については、北九州市においても利用人数を把握し、認可外保育施設を利用している「保育に欠ける児童」については、補助金等の対策を検討すべきと考える。</p>	

( 5 ) 指定管理者制度に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>ア 指定管理者の応募期間について</u> ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市では保育所に指定管理者制度を導入するに当たって、全て同時期に導入することとし、以下のような日程で募集が行われている。</p> <p>募集開始の2週間前にホームページで募集開始の案内開示。</p> <p>平成17年7月29日募集開始</p>	<p>平成20年4月から、北九州市指定管理者制度ガイドラインに基づき、公募期間を3ヶ月程度確保することとなった。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>平成 17 年 8 月 22 日 受付開始  平成 17 年 8 月 31 日 募集締め切り  平成 17 年 9 月 22 日 ~ 23 日 選定  委員会において審査のうえ、候補者  を選定</p> <p>指定管理者を公募する目的は、複数の  応募により、競争原理を働かせ、費用  の面でもサービスの面でも向上を図  ることにある。しかし、結果的に指定  管理者に応募してきた団体が 1 団体し  かなかつた施設が 8 施設中 5 施設もあ  つた。しかも応募してきた 5 施設の団  体は、いずれも以前より運営委託を行  つてきた団体であるから、結果的に、  競争原理が働くこともなく、他団体と  の比較を行うことができなかつたの  で、指定管理者を公募したことによる  効果は、十分に発揮されなかつたとい  える。説明会には複数の団体が参加し  ているのであるから、指定管理者制度  自体が興味をもたれなかつたわけでは  なく、準備期間が足りなかつたことも  応募しなかつた一つの要因として考え  られる。指定管理者に応募するため  には大量の申請書類を準備するための期  間が必要であり、指定管理者制度が初  めての導入であることを考慮すれば、  募集から締め切りまでを 1 ヶ月程度に  限定するのではなく、さらに応募団体  を募るために、募集期間を一定期間延  長するか、それが時期的に困難であれ</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ば、もっと早期に募集を開始して、締め切りまでの期間を少なくとも3ヵ月程度にするよう努力すべきであったと考える。</p>	
<p>イ <u>指定管理者の選定における評価指標の改善について</u>  (子ども家庭局保育課)  評価における加算方式の改善  指定管理者の選定において、「良好な運営実績」を、過去3ヵ年の施設監査の結果に基づいて評価している。具体的には、要改善事項の有無やその改善状況を考慮しているが、結果として、業務についての経験が十分にある協会とA団体は評価点数が付いていたが、社会福祉事業を運営したことがないB団体はそもそもそのような要改善事項があるはずもないところ、点数はゼロとなっていた。ゼロの評価は「要改善事項が現在も改善されていない。」場合に付けられるもので、経験が無いだけで「要改善事項が現在も改善されていない。」団体と同様にゼロ評価されるべきではないと考える。</p> <p>これは、評価が加算方式になっているために発生する弊害であり、経験の無い団体が指定管理者として応募しても、「業務についての経験」(5点満点)と「良好な運営実績」(5点満点)の評価がゼロ点になるのであるから、指定管理者に選定される可能性は限りなく</p>	<p>平成20年4月から、北九州市指定管理者制度ガイドライン(選定マニュアル)に基づき、より適切な評価基準の作成を行うこととなった。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>低くなる。</p> <p>このような場合、加算方式にするのではなく、例えば経験の無い団体の場合、ゼロ評価とし、要改善事項がないもしくは改善されている場合はプラス評価を、要改善事項が有りもしくは改善されていない場合はマイナス評価にするなど、工夫すべきであった。</p> <p>安定的な運営基盤の評価方法の改善</p> <p>「安定的な運営基盤」を評価する上で、北九州市は団体の安定性を流動資産の金額に求めている。すなわち、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引き、その金額が運営費月額何ヶ月分あるかで評価するものである。3ヶ月以上であれば満点、2ヶ月、1ヶ月で1点ずつ減点され、それ以外はゼロ評価されることになっている。</p> <p>北九州市の評価方法は流動性を絶対額のみで捉えていることに問題がある。一般的に、規模が大きな団体であればあるほど、施設の毎月の運営費を賄うことは容易になるし、本当に経営基盤に問題があり、倒産する危険性のある団体にとっては、キャッシュフローを確保できているかが緊急の課題であるからである。また、流動負債を固定負債として表示した場合や、流動負債ではあっても実質は固定負債である場合も想定されることを考慮すれば、</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>流動資産から流動負債を引いただけで、その団体が安定的かどうかを判断するには不十分である。</p> <p>団体の経営基盤を評価するならば、流動資産から流動負債を差し引いた金額だけでなく、流動比率を使用すること、また、流動資産と流動負債のみで安定性を評価するのではなく、自己資本比率や、キャッシュフロー金額などの指標も使用することを考慮すべきである。</p>	
<p>ウ <u>選定項目である「経費についての評価」について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>選定項目である「経費についての評価」は、応募団体等からの運営経費提案額と北九州市の算定した予定価格との差額を対象として行われている。ポイントとしては「経費削減効果」となっており、北九州市の算定する予定価格よりも、応募団体等からの提案額がどれだけ経費削減効果を有しているかを評価すべきであるにもかかわらず、実際の評価点計算方式では、いずれも北九州市が算定する予定価格よりも、応募団体からの運営経費が多くなることを前提としており、経費低減効果を評価するための計算式としては意味をなしていなかった。</p> <p>応募金額を比較してみると、指定管理者となった団体の提案価格は北九州</p>	<p>平成20年4月から、北九州市指定管理者制度ガイドライン(選定マニュアル)に基づき、より適切な評価基準の作成を行うこととなった。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>市の予定価格よりもわずかに1,824千円少ないだけであったが、A団体は予定価格よりも14,130千円、B団体は予定価格よりも5,476千円少ない運営経費を提案してきている。予定価格よりも少ないということは、その分、もしもA団体もしくはB団体を指定管理者とすれば、北九州市が提示する北九州市独自の補助金を削減できることになる。北九州市独自の補助金であるから、それを削減することがそのまま保育サービスの悪化に繋がることはないし、提案する団体の自主的な経費削減努力の範囲内である。したがって、経費についての評価対象とすべきであるにもかかわらず、まったく評価されることなく、点数はいずれの団体も同じであった。</p> <p>北九州市としては、最初から予定価格よりも応募団体からの提案価格が高いという状況を前提として評価しているが、それでは、「経費削減効果」というポイントの評価としては不適切であり、「経費についての評価」が十分になされなかったと判断せざるを得ない。保育サービスを維持するために必要な</p> <p>保育単価(基本分)と 保育単価(民改費分)を最低金額として、最低金額よりも高く、予定価格よりも低い提案価格については「経費削減効果」があるとして、評価対象とすべきであった。</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>エ <u>指定管理者選定委員会の議事録作成および公表について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>北九州市では、指定管理者の選定において、その選定結果だけをホームページで公表しているが、評価点数と、選定業者への総合的な評価が記載されているのみで、外部の第三者からはなぜ当該業者が選定されたのか、その具体的な理由と過程を知ることはできない。</p> <p>保育所の指定管理者を選定するのは選定委員会のみのものであって、限られた人員と時間で、慎重な議論と十分な検討を行った上で、公正な選定を行わなければならない。指定管理業者の場合、その選定ポイントは、経費の面はもちろん、サービスの評価の面にも及び、保育業務についての知識があるか、組織として安定的な運用が可能か、安全管理、事故防止対策は十分か、個人情報保護管理は十分か、など、主なポイントだけでも多岐にわたっている。</p> <p>これらの多岐にわたるポイントを、限られた人員と限られた時間(今回はすべての案件を2日間で検討し、選定している。)で慎重かつ十分に検討したか、その結果として公正な選定が行われたのか、選定の過程を明らかにしないまま、その結果をホームページで公</p>	<p>指定管理者候補選定マニュアルに基づき、選定結果の公表を行う。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>表するだけでは、情報公開の面で不十分であるといわざるを得ない。</p> <p>選定委員会で議事録を作成し、その選定過程を明確にして公表するか、もしくは、現在作成されている、選定基準別の採点結果や評価の理由などを応募団体別に記載した「運営主体の評価」資料を公開することにより、外部の第三者からも、その評価過程を十分に把握できるように図られたい。</p>	
<p><u>オ 指定管理者制度導入に当たっての保護者に対する事前アナウンスについて</u></p> <p>（子ども家庭局保育課）</p> <p>保育事業という業務の特殊性から考えれば、運営団体がいきなり変更することは難しいと思われる。しかし、指定管理者の導入に当たって、北九州市では保護者に対して運営団体に変更になり、保育士が代わる可能性がある旨の説明会を特に行っていない。保育所において民間委託や指定管理者制度の導入により運営団体、保育士が代わり、保護者からクレームが来たという事例も数多くみられ、保護者の理解を得ることが第一であったと考えられる。北九州市では事後的に指定管理者が決定してから保護者に対して説明を行う予定であったことや、全ての保育所で以前からの運営団体が指定管理者となったため保護者説明会を行わなかったこ</p>	<p>今後の導入にあたっては、保護者に不安を与えないよう保護者に対する説明を行っていくこととしている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>とからすれば、当初から運営法人の変更がないことが前提の指定管理者制度の導入であったのではないかとも思われかねない。保育所に関する指定管理者の導入に当たって、北九州市では事前に保護者に対して十分な説明を行う必要があったと考える。</p>	
<p><u>カ 指定管理者選定委員会の委員の利害関係について</u>  ( 子ども家庭局保育課 )  八幡東さくら保育所の指定管理者として、社会福祉法人北九州市福祉事業団が選定された当時、保健福祉局総務部長が、選定当事者である選定委員と被選定者である事業団の監事を兼任しており、その選定作業にも加わっていた。社会福祉法人北九州市福祉事業団は北九州市の外郭団体（北九州市の100%出資団体）であり、その業務を監査するために監事を置くことが義務付けられており、この監事は、財務管理、経営管理、法人の事務・業務の運営に関して優れた識見を有する者で、公正な立場に立って監査を行う義務を負っている。したがって、公正な立場であるべき監事が、指定管理者の選定委員として、自らが監事を務める社会福祉法人北九州市福祉事業団の選定作業に加わるべきではなかったと考える。</p> <p>本来、北九州市は北九州市方式の指</p>	<p>北九州市指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき、委員の人選を行う。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>定管理者制度として「公平性を確保するために基本的に外部の委員で組織する選定委員会を設置し、選定審査を行う」ことを謳っているのだから、保健福祉局の重職にある総務部長を選定委員とすること自体、避けるべきであったし、止むを得ず選定委員とする場合であっても、外部からの疑念を招かないように、自らが監事を務める福祉事業団の選定作業に加わるべきではなかった。</p> <p>この問題は、行政職員に限ったものではない。行政職員はもちろん、民間からの選定委員であっても、選定委員の選考の際には、利害関係の調査を行い、選定対象となる企業や団体の役員を選定委員としないように配慮すべきである。また、万が一、選定委員が役員を務める団体が選定対象に含まれている場合には、その選定作業には参加しないようにすべきであり、その旨を規定等で明文化しておく必要がある。</p> <p>選定委員は、公正な判断ができる人物であるだけでなく、外部の第三者が見て、公正な判断ができないのはいかとの疑いを招くような人物ではないことが条件となる。保育所その他、多数の社会福祉施設を運営する社会福祉法人北九州市福祉事業団の監事を、選定委員に選考すること自体、北九州市において利害関係のチェックが不十分</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>であったと判断せざるを得ない。行政職員を選定委員に選定する場合、その専門的知識の有効性を考慮する一方で、外部の第三者から利害関係に疑問をもたれる可能性が無いかどうかも慎重に考慮すべきである。</p>	

( 6 ) 契約に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ア <u>委託契約（随意契約）に関する公正な競争の確保について</u> （子ども家庭局保育課）</p> <p>随意契約が認められる少額の契約については、まず特定の一業者より参考見積書入手して予定価格を算定し、その後予定価格算定のために参考見積書入手した業者と別の業者から再度見積書を徴求し、いずれか価格が最低の者を契約の相手方として選定することとなっている。そこで、平成18年度の「保育所の統廃合（建設・設備）事業」に関する随意契約（特命随意契約除く）16件をチェックしたところ、</p> <p>    A）予定価格算定のため見積書入手した業者にて契約が成立</p> <p>    B）予定価格算定のための見積書の日付と契約日が同一日</p> <p>という契約があった。</p> <p>まず、A）のケースについては、チェックした契約件数14件のうち全ての契約で、最初の予定価格算定のため</p>	<p>今後の契約分は、指摘事項に基づき適正な処理を行う様に徹底した。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>に参考見積書を入手した業者が、その後の相見積もりにもかかわらず、もっとも金額の低い業者となって、全ての契約で契約の相手先になっており、相見積もりによる競争原理が公正に働いていないと判断せざるを得ない。</p> <p>北九州市としては、結果的に、全ての契約において参考見積書を徴収した業者がそのまま契約業者となっている事実を認識するとともに、市として見積書を入手する業者の選定が適切に行われているか、その原因内容を調査すべきであったといえる。</p> <p>また、B)のケースについては、通常取引において、見積書を入手し内容を吟味するとともに契約を締結するまでには一定期間必要なのが通常である。見積書と契約日が同一日といったケースは通常取引においては考えにくく、契約の内容について、十分なチェックが行われたとは言いがたい。</p> <p>また、見積書の明細項目が金額を除き、一言一句同じものが散見されたことについても、契約内容のチェックが十分ではなかった証拠である。見積書の内容については、業者が契約内容に応じて個々に作成するものであり、明細項目等似ているものはあっても全く同じ見積書が提出されるのは不自然である。</p> <p>市の担当部署は、以上の事実につい</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>て疑問を持つとともに、業者間での談合を疑わせる可能性が無いか、問題意識を抱くべきであったといえる。</p> <p>もし、そのような意識すら抱かなかったとすれば、市のチェック体制の不備であるといえよう。</p>	
<p>イ <u>給食調理業務委託の指名競争入札参加制限について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>公立直営保育所のうち、穴生保育所と堂山保育所では給食調理業務の委託が行われている。</p> <p>委託先の決定のために、指名競争入札が行われているが、「北九州市立堂山保育所給食調理業務委託契約に係る指名競争入札の実施について」の入札方針には、「同日に先行して行われる「北九州市立穴生保育所給食調理業務」での落札者はこの入札への参加を辞退するものとする」との規定が設けられており、一方の調理業務を落札した業者が、もう一方の調理業務の入札に参加できないことになっている。結果として、北九州市立堂山保育所給食調理業務の落札金額は、北九州市立穴生保育所給食調理業務の落札金額よりも、割高となってしまった。</p> <p>もしも、落札者が契約を履行しない、もしくはできない場合には、連帯保証人に契約を履行させればよいし、入札参加業者のうち2社は、すでに複数の</p>	<p>平成21年度入札分からは、他の契約で落札した業者に対しても、次の入札に参加できるように改めることとした。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>民間保育所から給食調理業務を受託している業者であるから、他の契約と比較して給食調理業務委託契約が特別にリスクの高い契約というわけでもない。競争入札の意義を考慮すれば、他の契約で低い入札価格を提示した業者を排除して競争原理を制限するのではなく、公正な競争を図るためには他の契約を落札した業者も含めて入札をすべきであった。</p> <p>指名競争入札は発注者側が入札参加業者を指名するのであるから、既に、その時点で競争に制限を加えていることになる。そうして発注者側が指名した業者の入札に、さらに不要な制限を設けることを認めれば、競争入札に特定の業者の落札可能性を高めたいとの不正な意図が入り込むことにもなりかねない。指名競争入札は一定の条件の下で認められた、例外的な入札方法であることを再認識し、他の契約で落札した業者を入札から排除するといった不要な制限を設けることなく、公正な競争が行われるように図られたい。</p>	
<p>ウ <u>給食調理業務委託の予定価格の積算について</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>競争入札にとって、予定価格は重要な要素であり、落札価格が妥当な金額かどうかを判断する重要な基準である。適切な競争入札を行うためには、</p>	<p>平成20年度の契約分より予定価格の積算については、直接費用や諸経費から算定を行った。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>明らかな算定根拠のもと、業務にかかる費用を具体的に積み上げて予定価格を適切に算定しなければならない。</p> <p>しかし、給食調理業務委託の予定価格は、毎月の委託料を基準として積算されているが、毎月の委託料は、今までの実績から概ね必要と思われる金額であって、委託業務内容を具体的に考慮して積算している訳ではない。</p> <p>受託業者負担となっている費用は、いずれも給食調理業務に欠かせない重要な費用であり、単に過去の実績から推定される月額を基準として年間委託料を見積もるだけでは、これらの費用が、それぞれの程度かかると見積もられているのかまったく不明であり、適切な予定価格が決定されたとはいえない。</p> <p>どの委託契約でも行われているように、予定価格の積算を行うには、委託業務の内容を考慮し、受託業者負担区分の費用が年間でどれくらいの費用がかかるのか、具体的な根拠を示して積算し、人件費や研修費や健康診断費といった、いわゆる直接費用を算定しなければならない。その上で、直接費用に対して何%かを掛けることによって、事務所管理費や営業所経費などの間接的な費用を積算し、北九州市として、業者による落札価格が妥当な金額かどうか判断するための基準となりう</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
る適切な予定価格を算定されたい。	

( 7 ) 保育料の収納事務に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ア <u>保育料の徴収方法について</u>  ( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>保育料の徴収は口座振替のほか金融機関への振込、区役所への持込による方法が認められている。口座振替ならば、自動的に引き落とされるので、保育料の未納を予防する効果があるが、金融機関への振込や区役所への持込では納付忘れにより未納となる場合がある。そのため、保育料の未納を防止するためにも保育料の徴収は口座振替にて行うことが望まれる。平成18年度における北九州市全体の口座振替を利用している率は79.3%であった。この数字は全17の政令指定都市と比較しても13番目の利用率であることを鑑みると口座振替利用率の向上の余地は十分にあると考えられる。</p> <p>口座振替による納付は、安定した歳入の確保と徴収コストの削減につながるため、窓口での口座振替の利用への呼びかけ等を今後も積極的に実施すべきである。他の政令指令都市では利用率90%程度の都市もあることを考慮し、例えば90%程度を目標とするなど、更なる口座振替の利用の促進を図られたい。</p>	<p>年度当初の入所時などにおいて口座振替の利用についての申込書も配布し、積極的な呼びかけを行った。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>イ <u>回収された滞納保育料の消し込みについて</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>保育料は地方自治法第236条第1項により保育料が滞納してから5年で時効により債権が消滅する。そのため、毎月の保育料を滞納しているケース、すなわち、保育料という毎月の債権が複数発生しているケースにおいて1ヶ月分の保育料を徴収した場合や保育料の一部を分割徴収した場合には、発生年月が古い債権から順次充当し消し込み処理を行うことが必要である。</p> <p>それにもかかわらず、長期滞留の多くを管理している保育課においては過年度の債権からではなく一番新しい債権から消し込みを行っているケースが見受けられた。理由としては、「滞納者が納付書での納付する際、送られた納付書を約束どおりの順番でなく金融機関で納付するケース」などがあり、その場合には、やむを得ずその月分の保育料として充当しているとの回答であった。</p> <p>北九州市は「納付誓約書・分割納付申請書」を作成し、未済保育料を一覧表に記入して、保護者から確認印をもらうこととしている。この「納付誓約書・分割納付申請書」が漏れなく入手されていれば、その保育料がいつのものか関係なく時効は中断するので、徴</p>	<p>年度当初の会議において、保育料徴収事務について各区とともに確認を行った。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>収した保育料をいつの債権から消し込んでも何ら実害は無い。しかし、この「納付誓約書・分割納付申請書」は漏れなく入手されておらず、入手されていない未済保育料については古いものから時効が到来するので、納付書とともに持ってくるからといって新しい債権から消し込みを行っていけば、古い債権の時効が到来してしまう。</p> <p>保育課担当者は債権消し込みに関して、その重要性を再認識するとともに各区の保健福祉課に対して通達を出す等により債権消し込みに関する考え方を再確認する必要がある。そして、直接の納入の窓口となる各区の保健福祉課においても徴収をする際には、古い債権から順次充当するよう滞納者に対して積極的に呼び掛けを行うことが求められる。</p>	
<p>ウ <u>「保育料滞納者指導票」の折衝履歴の承認状況について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>「保育料滞納者指導票」は、滞納者との折衝履歴が記載された重要資料であるため、定期的に上級管理者が内容を閲覧して滞納状況を把握し、今後の回収方針や計画を策定し、回収担当者に指示することが必要である。</p> <p>しかし、現状では、悪質な滞納者を除き、上級管理者が「保育料滞納者指導票」を定期的に閲覧していないとい</p>	<p>保育課から各区へ滞納整理票を配布するとともに、年度当初の会議において、保育料徴収事務について各区とともに確認を行った。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>うことであった。上級管理者として担当者が滞納者とどのようなやりとりをしているかを把握しておくことは当然の業務であるから、上級管理者が定期的に関覧するべきである。上級管理者のチェックが行われなければ、担当者の負担となる「保育料滞納者指導票」は作成されなくなるおそれがあるし、作成されたとしても、その内容が不十分かつ不備となり、保育料の徴収が有効に行われられない可能性がある。</p> <p>組織的に「保育料滞納者指導票」を利用するには、まず、その職責を明確にするために誰が作成、記録したかわかるよう担当者名を記録することが必要である。そして、上級管理者は「保育料滞納者指導票」の作成漏れの有無を定期的に確認し、記載内容と担当者の業務内容を検討するとともに、滞納状況および今後の回収方針を把握し、債権を回収するための、組織としての計画や方針を立て、回収担当者を指導していかなくてはならない。</p>	
<p><u>エ 不納欠損処理の起案文書の決裁年月日とその決裁年月日の記載者について</u></p> <p>( 総務市民局文書課 )</p> <p>北九州市においては、起案文書の処理日時について、「文書事務の手引き」で以下のように規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起案年月日... 起案文を作成し、伺</li> </ul>	<p>民間企業 4 社の実態を聞き取った結果、決裁権限者以外の者が起案文書における意思決定の日付を記入している法人が 2 社あった。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>いをしようとするときの年月日を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁年月日... 事案が決裁され、起案者に返付されたときの年月日を記入する。</li> <li>・ 施行年月日... 決裁事案を施行したとき（例えば、文書を発送したときや契約書の交換をしたときなど。）の年月日を記入する。</li> </ul> <p>起案年月日や施行年月日が、伺いをしようとするとき、施行したときであるのに対し、決裁年月日は起案者に返付されたときとなっている。したがって、決裁年月日を記載するのは決裁者ではなく起案者であり、北九州市文書管理規則にも起案者は「速やかに決裁年月日を記載」すべき旨が明記されている。</p> <p>しかしながら、民間企業の実態を考慮すると、起案文書に決裁された年月日を記載するのは、起案者ではなく、実際に決裁をした決裁権限者であるべきと考える。決裁権限者が決裁したときに決裁日を起案文書に記載すれば、起案文書が「決裁され、起案者に返付されたとき」の年月日ではなく、事案が決裁された年月日が決裁されたときに記載されることになる。</p> <p>起案文書は、内部意思の決定時期、内部意思を外部に発した日が重要となることもあるので、決裁者が起案文書</p>	<p>また、社内規定の作成に係る民間企業向けの書籍においても、意思決定の日付は総務部長等が記入すると記述されており、民間企業においても決裁権限者以外の者が意思決定の日付を起案文書に記入することは一般的であると考えられる。</p> <p>りん議制度においての意思の決定とは、決裁者の意思決定というよりも組織としての意思の決定であるため、北九州市文書管理規則においては、起案文書が決裁され起案者に返付された日付を「決裁年月日」としている。</p> <p>決裁権限者が意思決定の日付を起案文書に記入することによって、特別の事務の改善も見られないと思われる。</p> <p>以上から、意見に対する対応はしないこととする。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
を 決 裁 し た と き に、決 裁 さ れ た 年 月 日 を 記 載 す る こ と に つ い て 検 討 さ れ た い。	

( 8 ) 資 産 の 管 理 に 関 す る 意 見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ア <u>公立直営保育所の物品の照合・検査の規定の作成について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>北九州市の物品管理要領では「常に関係帳簿と照合・検査しておくこと。」と定められているが、公立直営保育所においては定期的に物品の照合・検査が行われておらず、公立直営保育所が所属している区役所(保健福祉課)も保育課も、照合・検査についての実態を把握していない状況にあった。</p> <p>現状の物品管理要領においては、関係帳簿と物品との照合・検査をいつ、誰が実施するのか、その結果をどのような様式で誰に報告するのか、具体的な規定がない。結果として、公立直営保育所においては十分に物品との照合・検査を実施していないにもかかわらず、いずれの部署も、定期的に照合・検査するように指導していなかった。</p> <p>物品管理要領には「常に関係帳簿と照合・検査しておくこと」と定められているのであるから、関係帳簿と物品との照合・検査を、いつ、誰が実施するのか、具体的な実施方法をどうする</p>	<p>保育所の物品の管理について、今後は、物品管理要領に従い、備品台帳と物品の照合・検査を各区保健福祉課(物品管理者)が定期的実施するとともに、その結果を会計室に報告することを徹底した。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>のか、また、その結果をどのような様式で誰に報告するのかといった事項を規定として明確に定め、定期的な物品の照合・検査を実施されたい。</p>	
<p>イ <u>公有財産の取得金額の把握について</u>  （子ども家庭局保育課）</p> <p>公立直営保育所の公有財産の管理システムデータから出力した紙ベースの台帳を閲覧すると、取得価格が記載されているものが、土地については、公立直営保育所のうち蜷田保育所だけであり、他の公立直営保育所は取得価格に0円との記載がなされていた。</p> <p>取得価格の記載は義務付けられておらず、規則違反とはならないが、北九州市は公有財産を管理しなくてはならない義務を負っているものであり、公有財産を管理するためには取得価格を把握しておく必要がある。また、取得価格は企業会計の立場からは基本的な情報であり、貸借対照表を作成する地方公共団体が多くなっていることを考えると、公有財産を管理する北九州市にとっては、今後必要な情報となりうる事項である。今後は、取得価格等の主要な情報を、公有財産台帳への記載必須事項とすべきである。</p>	<p>保育所の公有財産の管理について、今後は、公有財産管理台帳システムに土地の取得価格等主要な情報についても、記載していく様に徹底した。</p>
<p>ウ <u>北九州市における保育施設の耐震対策について</u>  （子ども家庭局保育課）</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>保育所園舎の耐震対策については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、耐震診断および耐震改修について努力義務が定められている。北九州市の保育所に対する耐震対策の現状は、公立直営保育所については、耐震診断を実施していない状況であり、民間認可保育所については、対策の対象となる園舎の十分な現状把握が行われていない状況である。耐震診断実施率については、全国平均が25.9%であるのに対して、北九州市平均は1.7%、また、耐震化率については、全国平均が51.3%であるのに対して、北九州市平均は29.7%と、耐震化についての取り組みが不十分といわざるを得ない。</p> <p>北九州市としては、公立直営保育所については、耐震計画を早急に策定し、計画に基づく保育所園舎の耐震診断をもれなく実施し、耐震化対策を採るべきである。また、民間認可保育所においては、まず、明確な建築日やいつの建築基準で建築されたかといった基本的な情報の把握に努め、さらに、公立直営保育所と同様に、耐震診断をもれなく実施し、耐震化対策を採るように、指導および助言していく必要がある。</p> <p>平成18年1月には、「建築物の診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が国土交通省より告示され、</p>	<p>公立保育所については、市が定める予定の耐震改修促進計画も踏まえながら、計画的な耐震対策について検討していかなければならないと考えている。</p> <p>また、民間保育所については、建築日等の基本的状況の把握に努め、必要に応じて、耐震化対策を採るように指導及び助言していく。耐震状況の公表については、「耐震改修法」が所有者に対し耐震改修の状況の公表を義務付けていないため、公表は難しい。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>建築物の耐震診断および耐震改修の具体的な目標数値として、住宅の耐震化率および特定建築物の耐震化率を平成27年度までに少なくとも90%以上にすることとしている。</p> <p>耐震化率を90%以上にするということは、全国最低レベルの耐震診断実施率および耐震化率に甘んじている北九州市にとって、少なからず、園舎の建て替え、統廃合または民間への譲渡等も含め、多くの時間と金銭を費やすものである。そもそも、耐震診断が早期に実施されないと平成27年度までに目標数値を達成するという財政上の計画を立てること自体が困難であり、有効かつ効率的な耐震化計画の策定は難しいといえる。よって、公立直営保育所の園舎に対する耐震診断の実施や、民間認可保育所の園舎に対する指導および助言権や指示権を発揮するための前提となる耐震状況の把握を早急に実施していく必要がある。また、情報開示という観点からも、園児を預かる保育所園舎が耐震基準をクリアしているか否かということは、乳幼児をもつ保護者にとっても関心が高いと思われるので、状況把握を早急に実施して、市民に公表していく必要があるといえる。</p>	
<p>エ <u>民営化に伴って無償譲渡された建築物の耐震化計画について</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市が、保育事業の民営化の移行の一環として、22施設の保育施設(建物)の無償移譲を平成17年度および平成18年度において、社会福祉法人北九州市福祉事業団、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会、社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会、社会福祉法人北九州市保育事業協会の5社会福祉法人に実施しているが、これらの移譲施設は、建築後概ね25年以上を経過し老朽化しており、耐震性に問題があることは、北九州市も認識しているところである。</p> <p>これらの施設は老朽化しているということで無償で譲渡し、耐震対策については何ら条件を付けていない。しかし、耐震化に問題のある保育施設を譲渡する場合、その施設の公共性を考慮すれば、移譲先には、移譲条件として、耐震化工事の計画を義務付けるべきであったと考える。</p> <p>早急に、北九州市は移譲先である5社会福祉法人に対し、耐震化工事の計画を策定させ、提出させるべきと考える。</p>	<p>譲渡施設の耐震化対策については、「新新北九州市保育5か年プラン」に基づく保育所適正配置の進捗を見極めながら、各社会福祉法人と協議する必要があると考える。</p>
<p>オ <u>民間認可保育所に対する土地の貸付料について</u></p> <p>( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>北九州市所有の土地を民間認可保育</p>	<p>公立保育所の民営化に関する法人支</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>所に貸し付ける際の貸付料は、北九州市保育所用地貸付要綱に、月額 10 円 / m<sup>2</sup>と定められている。</p> <p>一方、他の政令指定都市の有償貸付の事例を見ると、貸付の算定方法に固定資産税評価見込額や時価等を基準にしており、土地の経済的な価値に基づいた合理的な貸付料となるように、算定方法を定めている都市もある。これに対して、北九州市は月額 10 円 / m<sup>2</sup>という算定方法であり、月額 10 円 / m<sup>2</sup>という金額には具体的な根拠がない。よって、北九州市としても、土地の貸付料をできるだけ経済的な価値を反映させた貸付料とするために、有償貸付を行っている他の政令指定都市を参考に、固定資産税評価額などの合理的な基準を用いることについても考慮されたい。</p> <p>また、平成 18 年度以降の取り扱いとしては、「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱いについて（北九州財財活 1494 号平成 18 年 3 月 29 日）に算定基準が定められているが、ここでも月額 10 円 / m<sup>2</sup>は例外的な経過措置であることが明記されているので、原則的な「固定資産税評価額 × 3 / 100（年額）」に改め、経済的な価値を加味した原則的な方法で貸し付けるように努められたい。</p>	<p>援策として実施しているものであり、現行の基準を改める予定はない。</p>
<p>カ 民間認可保育所に対する賃借料（</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>土地)の計算根拠について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>敷地面積の確認方法は、一般的には、登記簿謄本(理論的には、実測面積)と考えられるが、北九州市においては、敷地面積の確認方法について明確な基準がない。現状では、測量図もしくは登記簿謄本があれば問題なしとしているが、賃貸料算出の基礎資料となるものであるから、「原則、登記簿謄本による」との通達等の明確な基準の設定が必要と考える。</p> <p>なお、25施設のうち、門司保育所(みどり園、(財)鉄道弘済会)に対する土地の賃借については、登記簿謄本・求積図が一部欠けており、その部分の敷地面積の確認方法は、従前より稟議書で行っている。</p>	<p>今後の民間認可保育所に対する賃借料の敷地面積の確認方法については、貸出す土地の面積と登記簿謄本の面積が同じ場合には、登記簿謄本により確認することを徹底した。</p>

(9) 補助金に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p><u>ア (民間保育所運営補助金)一般生活費への補助金について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>民間保育所運営補助金には、保育所入所児童の処遇充実および施設運営の円滑化を図るため、児童生活用品の購入、給食費、研修費、事務費の経費の一部を補助することを目的とした一般生活費への補助金が設けられており、定員に対して、一人当たり6,200</p>	<p>補助金を廃止することはできないが、補助金の必要性や効果については今後、検証する。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>円が支払われることとなっている。この補助金は、平成18年度だけで民間認可保育所（社会福祉法人北九州市福祉事業団以外）に65,410,000円、社会福祉法人北九州市福祉事業団に10,338,500円が支給されており、決して少額な補助金ではない。</p> <p>しかしながら、その内容が多岐にわたり、かつ具体的ではないために、補助金の執行管理が不可能であり、本当に必要な補助金であるのか、補助金の対象となる支出に補助金が充当されているのか、その補助金によって、保育所入所児童の処遇充実という目的と施設運営の円滑化という目的にどの程度効果があるのか把握することができない。支出基準は定員一人当たりとなっているが、その補助対象とする費用の性格を考慮すれば、実際の保育所入所児童数や保育士数一人当たりを支出基準とすべきである。定員一人当たりの補助額6,200円の積算根拠がない</p> <p>など、多くの問題点があり、実質的に渡し切りの補助金となるおそれがあるので、北九州市としては一般生活費への補助金については、廃止する方向で検討されたい。</p> <p>その上で、当該補助金の補助対象となる費用は、いずれも「運営費」収入</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>に含まれているのであるから、別個に補助金を支給して補助するのであれば、どの費用がどの程度、「運営費」収入で賄えないのか明確にした上で、その必要性や、効果が明確となる補助金を設定するように図られたい。</p>	
<p>イ <u>(民間保育所運営補助金)光熱水費の補助金について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>民間保育所運営補助金には、採暖費および光熱水費の一部を補助する目的で、光熱水費への補助金が設けられている。補助金額は定員一人当たり、鉄筋構造の保育所が3,600円、木造構造の保育所が2,500円で、平成18年度の光熱水費への補助金の実績は、民間認可保育所(社会福祉法人北九州市福祉事業団以外)が37,287,000円、社会福祉法人北九州市福祉事業団が5,942,000円であった。</p> <p>光熱水費については、すでに運営費収入と「保育単価に加える加算額」に考慮されているが、それでも北九州市が独自に補助金を支給するのであれば、民間認可保育所があるべき光熱水費を支出することができない実態を把握し、その不足額を算定して、妥当な補助金額を積算する必要がある。</p> <p>しかし、現状では北九州市には光熱水費への補助金について積算根拠がな</p>	<p>補助金を廃止することはできない。 なお、運営費に占める光熱水費見合いの額が国から示されていないため検証はできない。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>く、当該補助金の必要性和金額の妥当性について、検討することができなかった。</p> <p>採暖費や光熱水費は、保育所にとって必要な費用ではあるが、多ければ多いほど保育サービスの充実に繋がるというわけではない。節電や節水は社会的に重要な活動となっており、保育所においても取り組まなければならない課題である。</p> <p>北九州市としては民間認可保育所における光熱水費の実態を把握し、あるべき光熱水費を民間認可保育所が支出するには、運営費収入および「保育単価に加える加算額」のみではどの程度不足しているのか算定し、必要な補助金額を積算されたい。その結果、必要性が説明できない場合には、光熱水費への補助金を廃止することについても検討されたい。</p>	
<p>ウ <u>補助金の積算根拠</u>について (子ども家庭局保育課)</p> <p>補助金には目的が設定されており、目的とする支出以外に転用されたり、利用されずに団体の利益となることを防ぐためには、補助金額を適切に積算する必要がある。補助金を創設する時はもちろん、補助金対象となる費用には市場の動向や社会情勢の変化によりその支出額が増減するものもあるので、そのような補助金については創設</p>	<p>今後、補助金の額の妥当性を確認する。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>した後であっても定期的に積算する必要がある。</p> <p>また、補助金の積算がなければ、執行管理をする際に、補助金を受けた民間認可保育所がどのような費用を実績として集計すべきか明確な指針となるべきものがないし、その執行管理をする北九州市としても、その集計された実績が妥当な金額であるのかチェックすることができない。</p> <p>北九州市の民間保育所運営補助金については、一般生活費への補助金や、光熱水費への補助金、建物維持管理費への補助金、園舎修繕費への補助金、バス借上料の補助金、職員研修旅費への補助金など、具体的な積算根拠のない補助金が散見された。</p> <p>市民の税金から補助金を支給する以上、その金額の妥当性を検討するために積算根拠が必要となるのは当然である。積算根拠のない補助金については、その補助金額が妥当であると判断することができなかつたので、北九州市としては定期的に補助金額の積算を実施し、補助金額の妥当性を確かめるとともに、金額を変更すべきものについては変更されたい。</p>	
<p>エ <u>地域子育て支援センター事業補助金</u>について  (子ども家庭局保育課)  地域子育て支援センター事業補助金</p>	<p>事業計画書については、様式その</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>を受給しようとする指定施設は、各年度において、北九州市に対して事前の計画書と実績報告書の提出が求められている。しかしながら、計画書や実績報告書の内容が具体的に義務付けられておらず、各活動の利用実績数が不明なもの、一般に公開されているスペースの概要が不明なものなど、内容に具体性の欠けるものが見受けられた。計画書や実績報告書の内容が、指定施設によってまちまちで不明瞭な点があるのでは、補助金を支給するために当然実施すべき計画書や実績報告書のチェックが十分に行われたと判断することはできない。また、具体的な数値を記載していない報告書では、北九州市は市民の利用実績など地域子育て支援センター事業の実績を十分に把握できていないといわざるを得ない。</p> <p>地域子育て支援センター事業補助金については、施設に対して一律定額に支給されるので、その施設が市民に利用されなければ意義が損なわれてしまう。利用実績の少ない施設があれば、もっと市民に利用してもらえるように、指導または施策を行っていくべきであるが、利用実績が把握できていないので、指導または施策を行おうにも、十分にできない状況にある。</p> <p>今後、北九州市としては第1に、事業の計画書および実績報告書について</p>	<p>ものは変更せず、記入要領を周知することで計画内容の具体性がある程度統一されるようにした。事業報告書については、利用実績の記入欄を設けるなど、様式を変更した。</p> <p>利用実績の少ない施設に対しては、必要に応じて、利用実績を向上させるよう、広報や魅力ある事業の実施等における努力を促すとともに、市としても市民に対しセンターの存在を積極的にアピールするよう努力する。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>、より具体的で詳細な記載内容を義務付け、地域子育て支援センター事業の事業別の利用数や活動実績を漏れなく把握すべきである。第2に、この報告に基づき、市民の利用実績の少ない施設を把握し、施設の利用実績の向上を促す指導または施策を行っていくべきである。</p>	

( 1 0 ) 保育事業の運営費支出に関する意見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ア <u>公立直営保育所と民間認可保育所の賄い材料費の比較</u>  ( 子ども家庭局保育課 )  賄い材料費は、北九州市の公立直営保育所においては、北九州市が定めた指定業者の中より、各保育所が任意に納入業者を選択できる仕組みになっている。民間認可保育所においては、北九州市が定めた指定業者に限られず任意に納入業者を選択できる。  公立直営保育所と民間認可保育所を比較すると、年間の3歳未満児童数の一人当たりの賄い材料費は6,442円、年間の3歳以上児童数の一人当たりの賄い材料費は4,595円、公立直営保育所が割高になっていることがわかる。年間の金額で言えば、13,543,888円、民間認可保育所より割高になっている。  給食内容の充実は保育所入所児童の</p>	<p>今後、賄い材料費について民間保育所との差を分析し、是正の必要があれば、単価等を見直す必要があると考えている。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>健康や満足に繋がるため、安ければ安いほどいいとは言えないが、単価の差の原因を分析し、価格・内容共に、充実したものになるように努めていく必要がある。</p>	
<p>イ <u>基準金額の活用の見直し</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>北九州市では、賄い材料費について、基準金額と実際の支出金額を比べて過不足金額を算定している。基準金額とは、3歳未満児一人当たり1ヶ月額が7,080円、3歳以上児一人当たり1ヶ月額が5,050円で、この基準金額の根拠は民間認可保育所に対する補助基準額と同額である。3歳未満児と3歳以上児の金額の違いは、3歳未満児は「主食(ご飯、パン等)」と「副食」を3歳以上児は「副食」を提供していることによる。</p> <p>北九州市としては、「毎月の入所児童数を目安に、執行額の基準を示し、本基準額と比較することにより、適正に「賄い材料費」を執行するために実施している。」とのことであったが、結果的に十分にデータを活用していなかった。</p> <p>北九州市では、保育所入所児童たちの健康や成長を考慮し、食事摂取基準に見合うように保育所連盟給食献立検討委員会によって検討された、統一した給食献立表を使用しているから、基</p>	<p>今後は、定期的に基準金額と支出金額の差を分析する様にした。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>準金額よりも著しく多く支出したり少なく支出したりすることはないはずである。しかし、分析した結果、賄い材料費を基準額と比較して年間736,246円(基準額より10%増)も多く支出している保育所があり、一方で、年間898,889円(基準額より11.6%減)も少なく支出している保育所があった。</p> <p>基準金額と支出金額に著しい差額がある保育所については、北九州市として更なる調査が必要であったと思われる。なぜなら、給食献立表は統一されているのであるから、基準額よりも賄い材料費が多ければ、必要以上の食材を使用し、過剰なカロリーを保育所入所児童に賄っているか、不必要に高額な食材を購入している可能性があり、一方で、基準額よりも賄い材料費が少なければ、使用する食材の量が少なく、保育所入所児童に必要なとして計算されたカロリーが実際には少なく賄われている可能性があるし、もしくは、何らかの努力により、食材を安く購入できている可能性もあるからである。</p> <p>北九州市としては、基準額と実際の支出金額との比較を、ルールとして義務付け、基準額と著しい差額がある場合には、その原因を調査することによって、保育所入所児童の食育に関する指導に活用されたい。</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ウ <u>賄い材料（牛乳・米など）の一括購入について</u>  （子ども家庭局保育課）</p> <p>賄い材料の購入において、公立直営保育所は、保育所ごとに北九州市が定めた指定業者から自由に納入業者を選定し、購入している。児童のために、材料の価格・質共に満足する業者を選定するのは、事実上、保育所に委ねられている。</p> <p>そこで、牛乳や米などの毎日購入する食材について、購入単価と総務省統計局が発表する北九州市の小売物価とを比較したところ、いずれも指定業者からの購入単価が著しく高かった。また、牛乳については購入している牛乳の品質は同じであるが、単価はいずれの業者もほぼ同一であり、米については、保育所によってコシヒカリを購入しているところやうるち米を購入しているところなどまちまちであるなど、競争原理が十分に働いていない状況であった。</p> <p>牛乳や米など、毎日もしくは定期的に購入する食材については、その購入単価に競争原理を導入するために、競争入札を行い、一括購入業者を選定して、その業者から購入するようにされたい。</p> <p>このような食材は一括して購入する量をそろえることも容易であり、取り</p>	<p>発注方法や納入方法が、保育所運営に支障がないかを検討しながら、一括購入が可能かを検討していく。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>扱うことができる業者も多いと思われるので、業者選定の際にも複数の業者による競争入札が期待できる。その結果、安価で良質な食材の購入も可能となる。また、どこでもいつでも見かける食材なので、市場調査も容易であるから、価格のチェックも簡単にできる。そしてこのような食材は、他の食材よりも大量に購入するので、一括購入すれば、大きく購入価格を下げる効果も期待できる。また、すべての保育所を配送の対象とするので、配送料の削減も可能である。</p> <p>ほとんど毎日購入する食材については、競争入札による競争原理の導入により、現在の購入金額よりも安く、せめて総務省統計局が発表している小売価格と同じくらいの金額で購入できれば、多額の経済的効果が期待できる。</p> <p>それ以外の食材についても、購入の頻度によっては、購入するのが一業者のみでは量をそろえることが困難なことなどのデメリットがあることも考慮しながら、可能なものについては競争入札を導入し、購入単価に競争原理を導入すべきである。</p>	
<p><u>エ 牛乳の購入単価がほとんどの保育所で同じ金額であることについて</u>  (子ども家庭局保育課)</p> <p>牛乳については、ほとんどの保育所で1,000ccの単価が230円、5</p>	<p>牛乳の発注について、競争原理が働く様に入札を含めて検討を行うこ</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>00ccの単価が120円であった。通常、牛乳であっても、国や同業者協会によって購入しなければならない単価が決まっているわけではなく、当然ながら自由競争により購入単価が決定される。北九州市の場合、競争入札で購入単価を決定しているわけではないが、指定業者を保育所が選定し、各保育所は、どの業者からでも自由に購入することができるので、自然と安い業者に注文が集まり、結果として緩やかながら競争原理が働くはずである。しかしながら、今回の調査の結果、ほぼすべての業者から同じ金額で購入しており、単価について競争原理が十分に働いていない状況であった。</p> <p>また、保育所の購入価格に比べて、総務省統計局が発表している小売価格は、1,000cc牛乳で187円(総務省統計局小売物価統計調査「第1表調査品目の月別価格および年平均価格」の北九州市における平成18年度平均価格)であり、北九州市の保育所では1.2倍以上高い価格で購入している。</p> <p>業者が異なるにもかかわらず、ほとんどすべての業者から同じ単価で牛乳を購入し、しかも、その単価が小売価格よりも高いのは問題である。早急に競争入札によって一括購入業者を選定するなどして、購入価格に競争原理を</p>	<p>ととした。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>導入し、公正な取引が行われるようにすべきである。</p>	
<p>オ <u>公立直営保育所でのペーパータオルの使用について</u>  （子ども家庭局保育課）  北九州市は、トイレ後の手洗い後のペーパータオルの使用は、個人専用のタオルを置くスペースの無い保育所についてのみ行われているということであるが、保育課においては、各保育所について、「個人専用のタオル」、「ペーパータオル」か、あるいは併用しているのかについては、現状、把握していないとのことであった。</p> <p>しかしながら、定員1人当たり延床面積を保育所ごとにみると個人専用のタオルを置くスペースがあると考えられる保育所が、必ずしも「個人専用のタオル」の方式を採用しているとはいえない。北九州市においては、各保育所について、「個人専用のタオル」方式か、「ペーパータオル」方式か、あるいは、「併用」方式か、を把握し、原則的に、個人専用のタオルを置くスペースのある保育所には、ペーパータオルを使用しないことを徹底させるべきと考える。</p>	<p>個人専用のタオルスペースのある保育所の調査を行い、スペースのある保育所については、原則ペーパータオルを使わず、個人専用のタオルを使う様に徹底した。</p>
<p>カ <u>ペーパータオルの購入単価について</u>  （子ども家庭局保育課）  公立直営保育所は、全て有資格業者</p>	<p>平成20年度より、ペーパータオル</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>名簿に記載されている業者より、ペーパータオルを購入しているが、種類については、特定されていないためペーパータオルタクティ(5,000円)・エルベールタオル(4,500円)・タオルペーパーエコクリーン(6,000円)の3製品が購入されている。</p> <p>3製品の材質、使用方法による大きな違いは特段ないと考えるが、購入単価には4,500円から6,000円と相違が見られた。</p> <p>このペーパータオルの支出は、事業費の些細な支出項目の一つに過ぎないことは十分承知しているが、些細な支出項目とはいえども事業費の一部を構成するものであるから、各公立直営保育所については、ペーパータオルを始めとする支出項目について、購入価格には十分なる注意を払い、事業費の効率性に目を向けるべきと考える。</p>	<p>・紙コップ・手洗い用殺菌石鹸・消毒液・洗剤(食器洗浄機用)について、単価契約とするとともに、使用品目の統一化を行った。</p>
<p>キ <u>ペーパータオルの購入方法について</u> (子ども家庭局保育課)</p> <p>現在、ペーパータオルの購入について、各保育所独自で有資格業者名簿に記載されている業者から、購入した結果、購入価格について、ばらつきが生じているが、北九州市全体で、競争入札により業者を選定しペーパータオルの価格を統一すべきと考える。</p> <p>なお、ペーパータオルの価格を統一</p>	<p>平成20年度より、ペーパータオル・紙コップ・手洗い用殺菌石鹸・消毒液・洗剤(食器洗浄機用)について、単価契約とするとともに、使用品目の統一化を行った。</p>

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>すべきという考え方は、ペーパータオルに限ったことではなく、公立直営保育所が日常使用する物品のうち、使用頻度が多いもの全てにいえることである。</p> <p>北九州市は、同一品目の価格を統一させることは可能であり、ロットをまとめることにより、年間を通して価格を低くできることが見込まれるというメリットがあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その品目については、他の業者から購入することができないため、緊急時に対応できない可能性がある。</li> <li>・ 決定すれば、その後の競争原理が働かないため、価格が高止まりする可能性がある。</li> </ul> <p>というデメリットがあると思われるため、今後検討したい。とのことであったが、日常使用する物品や緊急時の対応が少ないものについては、年間契約であれば、価格の高止まりの影響も少ないと考えられるので、ペーパータオルに限らず、公立直営保育所が日常使用する物品のうち、使用頻度が多いものについては、競争入札により公立直営保育所の購入価格を統一すべきと考える。</p>	
<p>ク <u>有資格業者名簿に掲載されている量販店からの直接購入について</u> (子ども家庭局保育課)</p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>( 台 所 用 ) タ オ ル ペ ー パ ー の 購 入 の 調 査 に お い て 、 僅 か で あ る が 、 平 成 1 8 年 度 量 販 店 か ら の 直 接 購 入 の 実 績 が 4 保 育 所 1 0 件 あ っ た 。 こ の 量 販 店 は 、 有 資 格 業 者 名 簿 に 掲 載 さ れ 、 公 立 直 営 保 育 所 が 量 販 店 で 直 接 購 入 し た 場 合 で も 、 後 日 、 量 販 店 か ら の 請 求 書 に 基 づ き 、 北 九 州 市 が 支 払 う こ と に な っ て い る 。</p> <p>量 販 店 で の 購 入 価 格 は 、 通 常 の 業 者 よ り も 安 価 で あ る が 、 量 販 店 で の 直 接 購 入 と い う こ と で 、 現 状 、 公 立 直 営 保 育 所 の 利 用 は ご く 少 数 に 限 ら れ て い る 。</p> <p>量 販 店 と 日 常 、 公 立 直 営 保 育 所 が 購 入 し て い る 業 者 と の 購 入 価 格 の 差 は 歴 然 で あ る が 、 量 販 店 で の 直 接 購 入 は 保 育 所 で の 勤 務 時 間 内 の 行 為 と い う こ と で 、 ご く 一 部 の 利 用 者 に 限 ら れ て い る こ と を 考 え 併 せ る と 、 北 九 州 市 と し て 、 量 販 店 の 直 接 購 入 に 関 し 、 コ ス ト の 面 か ら 利 用 を 促 進 す る の か 、 直 接 利 用 を 緊 急 時 を 除 い て 中 止 す る の か 、 北 九 州 市 の 画 一 的 な 方 針 を 明 確 に す べ き と 考 え る 。</p>	<p>今 回 の 監 査 を 受 け 、 緊 急 の 場 合 を 除 い て 、 量 販 店 か ら の 購 入 を 禁 止 す る 様 に 徹 底 し た 。</p>

( 1 1 ) そ の 他 に 関 す る 意 見

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>ア <u>日本スポーツ振興センター災害共済保険料の領収書の管理状況について</u></p>	

監 査 の 結 果 ( 意 見 )	措 置 状 況
<p>( 子ども家庭局保育課 )</p> <p>保育所入所児童は保育所での怪我等に備えて任意に日本スポーツ振興センター災害共済に加入することになるが、保育所が保険料の徴収窓口となる。そのため、保険料を受領した際には、保育料と同様に保育所にて領収書を発行することになる。</p> <p>現場調査としてある保育所にて領収書綴りを閲覧したところ、未発行の領収書にすでに保育所の印鑑が押印されている状況の保育所があった。領収書に予め押印がされていると、不正に領収書が発行されるおそれがある。印鑑自体は不正に使用されないよう金庫に保管し鍵のかかる場所で管理していたが、押印自体を予めしているのでは、印鑑を厳重に保管していても意味がない。</p> <p>領収書と印鑑の管理は別々の者が行い、現金受領の都度、印鑑の管理者( 所長 ) が領収書に押印することが不正防止のための原則である。</p>	<p>今回の監査を受け、受領印の管理は所長、領収書の管理は他の職員が行うこととし、領収のつど領収書に押印するようにした。</p>